

第 2回南さつま市議会定例会会議録（第 4日目）

1. 開 会 日 時 平成22年 6月11日（金）午前10時

1. 議 事 日 程 （第 4号）

○開 議

日程第 1	一般質問	通 告 順
-------	------	-------

- 1 古木 健一議員
（総合窓口化の考え方 等）
- 2 清水 春男議員
（市民が安心して暮らせる為の防災対策を 等）
- 3 諏訪 昌一議員
（汚水処理、発達支援、消防力 等）
- 4 鳥居 亮幸議員
（障がい者自立支援法廃止に向けた対応は 等）

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 会議に出席した議員（22名）

1 番議員	林 耕 二	2 番議員	古 木 健 一
3 番議員	室 屋 正 和	4 番議員	鳥 居 亮 幸
5 番議員	南 敏 子	6 番議員	上 村 研 一
7 番議員	山 下 美 岳	8 番議員	今 村 建 一 郎
9 番議員	石 井 博 美	10 番議員	石 原 哲 郎
11 番議員	柳 元 拓 夫	12 番議員	諏 訪 昌 一
13 番議員	貴 島 修	14 番議員	上 園 邦 丸
15 番議員	有 村 義 次	16 番議員	下 釜 清 和
17 番議員	清 水 春 男	18 番議員	田 元 和 美
19 番議員	相 星 輝 彦	20 番議員	下 野 認
21 番議員	若 松 正 伸	22 番議員	大 原 俊 博

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した事務局職員（4名）

事務局 長	田 中 茂 穂	議 事 係 長	高 倉 正 継
書 記	井 上 喜 詞	書 記	宮 内 雅 史

1. 法第 121条による会議に出席した説明員（25名）

市 長	本 坊 輝 雄	副 市 長	柴 田 達 朗
教 育 長	出 口 定 昭	総 務 企 画 部 長	山 口 力 三
総 務 企 画 部 参 与 兼 企 画 課 長	本 坊 佳 彦	市 民 福 祉 部 長	長 濱 一 盛
産 業 お こ し 部 長	上 野 哲 郎	建 設 部 長	山 下 和 隆
教 育 部 長	染 川 勝 夫	総 務 企 画 部 総 務 課 長	中 山 秀 次
総 務 企 画 部 秘 書 広 報 課 長	松 原 哲 郎	総 務 企 画 部 財 政 課 長	前 畠 実
総 務 企 画 部 税 務 課 長	今 村 一 男	市 民 福 祉 部 市 民 生 活 課 長	鮫 島 一 誠
市 民 福 祉 部 保 健 課 長	末 永 茂	市 民 福 祉 部 福 祉 課 長	尾 場 瀬 仁
産 業 お こ し 部 農 林 水 産 課 長	永 田 洋 一 郎	産 業 お こ し 部 観 光 交 流 課 長	成 田 清
建 設 部 建 設 維 持 課 長	橋 口 一 郎	建 設 部 建 設 整 備 課 長	鮎 川 敏 彦

建設部都市整備
課 長
教育部教育総務
課 長
教育部生涯
スポーツ課長

川 野 重 美
中 村 千 尋
片 平 善 英

建設部建築住宅
課 長
教育部学校教育
課 長

舟 越 宏 之
今 村 徳 幸

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（大原俊博） ただ今から本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 一般質問

○議長（大原俊博） 日程第 1、一般質問を行います。まず、古木健一議員の発言を許可します。

[古木健一議員 一般質問席] 午前 10 時 00 分

○2 番議員（古木健一） 市営住宅整備内容に関する考え方を伺います。市営住宅の中には、入居時に個人が浴槽・給湯設備等を設置し、転居する時はまた撤去するという制度の住宅がありますが、今日的行政サービス上大変不合理と考えますが、見解を伺います。

また、駐車場についても、地方における昨今の交通状況、共働き等家庭状況を考えると駐車場の 2 台確保は一般的であると考えますが、以上 2 点を伺います。

○建設部長（山下和隆） 簡潔にお答えを申し上げます。この市営住宅につきまして浴槽・給湯設備がない住宅が、今から申し上げますが、ございます。非常に昨今の時代背景を考え併せますとどうしても必要な設備という認識をしているところでございますが、この浴槽又は給湯設備につきましては、平成 6 年から設計基準が変わりまして以後の住宅については設置をしておりますけれども、それ以前に建設された住宅で設置されていない団地は市全体の 81 団地 746 戸中 25 団地 267 戸、約 36 パーセントもございます。ただ今申し上げましたとおり、近年におきます生活様式の多様化を考えますと給湯器等は賃貸住宅の設備として必需品となっており、設置が必要と認識をしているところでです。

次に、駐車場 2 台確保の件につきましては、ただ今、議員おっしゃいましたとおり、車社会を迎え、夫婦共働き等の事案などを勘案しますと必要な部分、2 台確保が必要という部分には考えておりますが、実際車を持ってない方あるいは 1 台で済んでる方それぞれいらっしゃいますが、基本的には 2 台確保を目指していきたいというふうに考えております。過去の市営住宅の現状について申し上げますと、駐車場なしの団地 3 団地 14 戸、1 台確保の団地 51 団地 566 戸、2 台確保の団地 27 団地 166 戸となっている現状です。今後についてはこれらを、先ほど申し上げましたとおり、解消をしていきたいということで、この設備機器若しくは駐車場設置を含めた既存住宅の長寿命化を検討するために市営住宅長寿命化計画を本年度中に策定することとしており、現在作業中でございます。今後はこの計画に沿って、国庫補助事業が導入できますので、これらを導入して計画的に執行して参りたいと考えております。

○2 番議員（古木健一） 説明内容で現状は理解しましたが、今後入居者の入れ替わり時期にはですよね浴槽とか、あるいは給湯設備を整備していくという方法はとれないのか。いわゆる 1 年間通してですよね空き家が出てくるわけですが、今度、もう今年仮に空き家があったとしたら、もうそこは整備して、そして入居者を募集するということは考えられないのか伺います。現実的には二、三年して市営住宅を出る時はですよねまたそのお風呂と浴槽は撤去しないとい

けないというですね問題があるわけですので、次の人に譲り渡すという方法ができないわけですので、今申し上げた今年度からいわゆる市営住宅の空きが出た度に整備していく方法というのは可能なかどうかを伺います。

- 建設部長（山下和隆）　今、議員おっしゃいましたけれども、その方法も一つの方法とは思いますが、それらについては全くのこの市の単独事業となりますことから、その住宅、同じ団地内によってはある所、ない所が出てくるわけですので、そういう部分については非常に問題があるというふうに認識をしておりますので、早急に本年度先ほど申し上げました策定計画を作って、次年度以降補助対象事業を導入して1団地若しくは2団地ずつ同じ条件で整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。なお、給湯、この浴槽につきましては、議員おっしゃいますとおり、入居者に負担を掛けております。二つを合わせますと約10万円くらい掛かっておるわけですが、その分家賃には反映をさせているところでございますけれども、初期入居の方に、低額所得者への住宅ですので、なるべくこういうことがないように早急に取り組んで参りたいというふうに考えます。
- 2番議員（古木健一）　2、市と関連する各種団体の組織について伺います。嘱託員、民生委員、衛生自治、体育協会、文化協会あるいは健康づくり推進委員会等は、南さつま市全体としてそれぞれ連合会や連絡協議会としての組織が図られているものの、依然として旧市、町ごとの活動形態、連絡形態となっており、例えば、市の職員が当該団体への総会等への出席で各市、町に出向がなくちゃいけない。いわゆる旧市、町に出向がなくちゃいけない。また通常の連絡業務、事務局体制等も考えても、合併5年になりますが、大変無駄が多いというふうに考えられます。そして市全体の一体的活動が必ずしもなされているとは言い難い状況であります。先ほども申し上げましたように、合併後5年も経過する今日、市として旧市、町単位の組織を一体化することについての見解を伺います。
- 副市長（柴田達朗）　各種団体の再編統合に関する御質問でございますが、各種団体の中には、合併後この市の一体的な組織として上部団体は組織をされましたものの、旧市町単位で組織がそのまま残っている団体等がございます。中にはこの南さつま地区交通安全協会や南さつま市身体障害者福祉協会連合会のように地域の実情に応じて支部が組織され、自主的な運営がされている団体等もございますが、市が事務局を持つ団体の中にも、上部団体が組織されたものの、旧市町の単位で組織が残っている団体が少なからずございます。これらの団体の多くは、事業活動自体が旧市町の単位を主体に、また地域の実情に応じたきめ細かな活動が行われていることなどから旧市町単位で組織が残っているのが実情でございます。しかしながら、御指摘のとおり、総会や理事会、研修会等それぞれの組織ごとに開かれ、会議資料の作成や職員の会議出席など必ずしも効率的でない面も見受けられます。それぞれの団体で活動の内容や市の関与のあり方、またこれまでの運営等のなされ方が異なりますので、すべての団体を同じように再編統合することは困難でございますけれども、会の運営上の面から組織の簡素化を含めた見直しも

必要であるというふうを考えております。それぞれの団体においてより効率的な事業の推進と運営が図られる組織となりますように、御指摘のあった組織の簡素化も含めて検討させていただきたいと考えているところでございます。

- 2番議員（古木健一） 例えば、まだ、体育協会とか、文化協会はまだ独自の活動がということもある面があるわけですが、明らかに囑託員とか、あるいは民生委員とか、衛自連とか、こういうものは市の方からのですよね組織でありますので、是非早い段階で直結するような形にしてですね、それぞれの旧町での独自の活動は活動でしていいわけですので、基本的にはまずいわゆる連絡形態とか、活動は是非ですね一本化した形でやらないと、本坊市長が今回も掲げておられるいわゆる市民の一体化というのはですねなされていかないと、こういうふうを考えますので、早急な対応ということを考えていただきたいと思います。

3、サンドクラフトについて伺います。これまでの質問でいくつか出されましたので、その点を除いて質問いたしますが、①今年のもし特徴的なサンドクラフトの事項があったとしたら、伺います。それと本年度の全体的な事業収支の概算は概ねどのようなことか。それから出店者の部門別の推定売上げ等はどのような状況か。いわゆる本坊市長も「この新しい産業としての位置付けを今後考えていく。」ということですので、以上のことについて数字を伺います。②ここ数年の観光バスのいわゆる推移はどのような状況になっているか伺います。③開催場所、時期、期間等の考え方を伺います。「新幹線の開業、第28回全国都市緑化フェアかごしま等の開催もあるので、環境や条件を整えば、2011年の砂の祭典は、開催場所、期間、時期について検討する。」との先ほど答弁がありました。期間というのはそうすると概ねどの程度を、あるいは時期というのは1年間の中のどのことを指しているのか。それと場合によっては場所もという話もありましたので、場所についてはどのような所が候補として考えられるのか。以上伺います。

- 市長（本坊輝雄） サンドクラフトに関してのお尋ねであります。いわゆる場所、時期、期間等の考え方ということで、来年度に向けてどのように考えているのかという点についてお答えさせていただきたいと思っております。これまでも一般質問の中でお答えをさせていただいておりますが、御案内のとおり、九州新幹線全線開業、鹿児島博多間 1時間20分、そして大阪 4時間ということございまして、この西日本を取り巻くいわゆる観光、ビジネス、経済交流の状況は大きく変わっていくであろうと期待されているところでありますが、この開業と、そして第28回目を迎えました全国都市緑化かごしまフェアが3月18日から5月の22日まで吉野公園をメイン会場として、そして中山にありますふれあいスポーツランドをサブ会場として、そして県内の各地を協賛会場として行われるわけですが、私どものこの地域も吹上浜海浜公園、また砂の祭典をはじめとしてのこの協賛会場として取組みを行っているわけですが、やはりこれと連動して最大限の相乗効果を図られるよう集客力を高めるための工夫の一つといたしまして世界の彫刻家を集めた、まだ仮称でありますけれども、砂の彫刻世界選手権大会の開

催を、過去 2 回目となりますが、考えているところであります。それを実施するためには、これまでも申し上げましたが、開催場所や期間等についてやはり再検討が必要ではないかと考えているところでございます。場所等につきましても、御案内のとおり、現在のかせだドーム及びその周辺のメイン会場は、大体イベント会場としてあの会場に 6,000 人程度入りますと、やはりあとは入場者数の安全管理上いろいろと問題が起こるのではと言われておりますし、駐車場も大体 4,000 台程度の駐車場を把握いたしておりますが、大体それぐらいが今の状況ではマックスであるところであります。そういうこと等も考えますし、また国道から入っているということ。県道から入っているということもございまして渋滞を招くということ。そして駐車場の確保ということ等併せてこの点を改善しなければならないという点が 1 点、もう一つは、砂像を制作にするに当たって、あそこに砂像を積み上げているわけではありますが、足りない分の砂像につきましても、掘り起こして、そして補充するというのをこれまでも繰り返しておりますが、どうしても砂の量が足りなくなる一方、今度はどうしても砂が動く度に砂利が入ってくると、混ざるといふこと等もございまして、サンド彫刻に取り組む皆さん方からの声といたしましては、この砂質が大変悪くなってきているという御指摘もいただいております。あそこでやるならば再度揺って、砂を揺って使っていかなければ、現在のままの状況では使いにくいというようなことも言われているところであります。そういうこと等も考慮してやはり場所を考えていかなければならないと思っておりますが、場所等につきましてはまた今後それぞれいろんな角度から検討していかなければなりません、やはり吹上浜砂の祭典でありますので、吹上浜の松林、松林周辺ということになろうかと思っておりますので、この南さつま市に一带広がる吹上浜沿いでやりたいと思っておりますが、今後場所についてはまたそれぞれの皆さん方の御意見等を賜っていきたくと思っております。期間につきましては現在のゴールデンウィークで開催をいたしております。かつては夏の暑い中で開催をいたして参りましたが、やはり台風等も接近して、5 日間に 3 回程度接近して大変会場等々いろいろとアクシデントもあつたりして大変御苦労の中での今日に至っておりますが、現在はゴールデンウィークということもございまして、時としては大変タイムリーな時期ではあるなあとと思っておりますが、やはり新幹線や航空機を活用した商品化を考えると、このゴールデンウィーク、一番日本で運賃の高い時期、一番人が動く時期でもあります、そういう意味では大変商品化としてはなかなか難しい若しくは高額になると、高くなるということ等もエージェントの皆さん方からも御指摘されておりますので、これを踏まえて、これを含めて日程を拡大する方向で検討をして参りたいと思っておりますが、まだ、今後、それぞれ各部会等の今反省等々が上がってきている段階でございますので、実施本部、そして十分協議いたしまして実行委員会等でお諮りをさせていただきたいと思っております。なお、先ほど駐車場の件で「最大収容台数 4,000 台」と申し上げましたが、「2,000 台」ということに訂正をさせていただきたいと思っております。基本的には、やはりこれまでも申し上げております単なるイベントから一つのビジネス

の場として、産業として位置付けていこうということを思っておりまして、やはり成熟した砂像、そして進化した吹上浜砂の祭典ということで、ただ単なる一つのゴールデンウィークのイベントとしてでなくして、やはり経済波及効果が大変高く評価されるそういう吹上浜砂の祭典として今後取り組んで参りたいと思っております。

○産業おこし部長（上野哲郎） 1番目の今回の特徴的な事項等々、それから2番目の観光バスの関係についてお答えをさせていただきます。

2010吹上浜砂の祭典につきましては、準備期間の4月において天候不順により雨も多く、砂像制作の遅れや、宮崎県で発生しました口蹄疫等の影響等も懸念されたところでもございましたけれども、5月1日に無事開幕を迎えることができたところでもございます。期間中につきましては、マスコミの発表によりますと、50年ぶりとも言われる晴天が続き、これまでの中で2番目に多い18万8,000人の来場者をお迎えし、おかげさまで大きなトラブル等もなく成功裡に終了することができました。これもひとえに情熱を傾けて取り組んでいただきました多くのボランティアの皆様をはじめ、御賛同・御協力いただきました後援団体や協賛各社の皆様方のお力添えの賜物と心から感謝申し上げているところでございます。収支の状況につきましては現在精算中でございますけれども、収入につきましては、入場パスポートの販売収入の当日券売上げが約3,420万円となっており、過去3年間の中で最も高い売上げとなっております。また前売りにつきましては、まだ売上げが確定しておりませんが、観光ツアーバスの売上げ等も含めると1,250万程度の売上げになると思っております。また企業等からの協賛金につきましては寄附協賛金及び広告協賛金を合わせて昨年より46万5,000円増額の222件の1,844万3,000円となる見込みでございます。支出につきましては現在精算中でございますけれども、全体として経費を節減し運営してきましたことから収支についてはプラスになるものと考えております。

次に、飲食ブース店の、飲食ブースの売上げに関しましてでございますけれども、現在アンケートの取りまとめをしておりますが、これがまだ全部集約できておりません。そのため全体の把握はできておりませんが、売上げ等の動向を見ますと、飲食に関しては「いい」又は「普通」と回答いただきました出店者が、昨年は8割でございましたけれども、今年は約7割となっております。また物産に関しては「いい」又は「普通」と回答した出店者が、昨年は4割であったのに対して、今年は約8割と大幅に増えている状況でございます。総体的には飲食は売上げが伸び悩み、物産は割合売行きが良かったという結果が出ております。個別の出店におきましては、取り扱う販売品目や販売戦略による差あるいは同一品目による競合、天候の消費による売れ筋の差異などがあつたと考えられますけれども、全般的には景気の低迷による消費の落ち込みの影響があつたのではないかと考えております。なお、最終的な結果をもってその要因等の分析を行いますとともに、出店者等の御意見もお伺いしながら、来年に向けて実行委員会として可能な改善を図って参りたいというふうに考えております。

次に、祭典期間中の観光バスの実績でございますけれど、今年度はエージェントによるツアー客が35台の 1,317人となっております。うち17台が隣県でございます熊本、宮崎からのツアーバスとなっております。なお、昨年度のエージェントによりますツアー客の実績は38台 1,453人で、うち18台が県外からのツアーバスで、熊本、宮崎、長崎、佐賀の各県から御来場いただいております。ツアーの積極的な受入れを始めました2003年には13台 489人のツアー客でございましたけれども、その後、福岡県から来場するなど年々増加し、2007年には47台 1,609人の実績となり、現在少しずつ減少に転じている状況でございますけれども、その要因の一つといたしましては高速道路料金の休日特別割引を利用しての自家用車での来場者も増えている。そういうことも影響しているのではないかというふうに思っております。以上でございます。

- 2番議員（古木健一） 2011年の砂の祭典につきましては今後実行委員会等で詰めをしていかなくちゃいけないと、こういうことでありましたが、是非、お客様のですね利便あるいは満足が最大の懸案であります。検討事項の中にですよね、いわゆる市役所の職員をはじめ、関係者あるいはそれと納入業者等のですねこういった方々のいわゆる利便ということも考えを入れた中で御検討いただきたいと思っております。

4、市内小中学校のいわゆる天窓について伺います。①本市の学校の天窓の設置状況と事故防止のための対応策と現在の進捗状況はどうなっているか伺います。

- 教育部長（染川勝夫） 今回の陵南小学校の転落事故を受けまして、上がっていくことが不可能な天窓等も含めすべての天窓等を設置してある当該学校は、11小学校、2中学校、合計13校において29か所でありました。陵南小学校の事故を受け、教育委員会と建築住宅課が連携いたしまして13校について緊急点検を実施しました。その結果、学校は重複しますが、屋根に出たり、上がったりがすることが不可能な天窓については6校で11か所あります。また既に昨年度までに安全対策がとられた、とられていたのは5校で6か所あります。今回の事故を受けて加世田小学校の校長室前の天窓1か所をはじめ、7校の8か所については既に対策を講じたところであります。今後は加世田中学校美術室前の屋上天窓をはじめ、3校4か所の天窓等について業者の見積りを取り対策を行っていく予定であります。ハード面での対策のほか、安全指導では、繰り返し安全についての指導の徹底及び教員の危機管理意識の厳正化、学校長を中心とした日常的な安全点検と危機箇所の改善、そして何よりも児童生徒自身の危機予知能力の育成を最重要項目として各学校への指導に努めているところであります。その点から5月20日に実施しました市の小中学校保健主任等研修会においては、危険予知トレーニングの指導方法についての実技研修を実施し、全学校のあらゆる教育活動で意図的に指導はしているところでございます。

- 2番議員（古木健一） 整備されていない学校については夏休み前までに対応できると考えていいのか。いわゆる夏休み中には学校の管理もどうしても手薄になりますし、そういった面から夏休み前の対応がすべてできるというふうに解釈できるのかどうか伺います。

- 教育部長（染川勝夫） もう今既に見積りを取りまして実施を行っております、3校4か所の天窓については夏休みまでには完了するというふうに思っております。
- 2番議員（古木健一） 5、小中一貫教育取組みの基本的な考え方を伺います。坊津地区の栗野、清原、坊泊、久志の4小学校を閉校して新しく坊津学園坊津小学校として、坊泊中学校と久志中学校を統合して坊津学園坊津中学校としてこの4月に開校し、両校は施設分離型の小中一貫教育が始まったところであります。また平成25年の4月には施設一体型の小中一貫教育を目指しておられますが、そこで坊津地区以外の学校の小中一貫教育をどのように進めようとしておられるのか。基本的な考え方を伺います。
- 教育長（出口定昭） 本市の児童生徒数は10年前に比べると約1,500人減少しており、少子化の進行により学校の小規模化が顕著となり、子どもたちの発達段階に応じた多様な教育活動が十分行えないという状況でございます。将来の子どもの人口の推移からも今後も更に子どもの数が減少することが予測され、学校運営において今後学校の教育機能をどう維持するかが大きな課題となっております。このようなことから学校再編につきましては、新しい学校づくり検討委員会の報告にある学校の適正規模、適正配置の方針に従って合意のプロセスを大切にしながら保護者や地域住民の方との協議を行って参りました。今後の小中一貫の進め方については、これまでどおり学校再編の一つの選択肢となっております地域の、小中一貫のことにつきまして地域の意見を十分尊重しまして慎重に進めて参りたいというふうに考えているところでございます。
- 2番議員（古木健一） この5月に文教厚生委員会では、東京都三鷹市の施設分離型小中一貫校、東京都武蔵村山市の施設一体型の小中一貫校を行政調査して参りました。東京の三鷹市では、施設分離型の小中一貫校で中学校区を単位として、そこに保護者や地域住民が積極的に学校運営に関わるコミュニティスクールを基盤としておりました。三鷹市においては、小学校は15校、児童数が8,000人、中学校は7校の生徒数3,045人の合計1万1,045人でありましたが、市全体として小中一貫校に取り組む姿勢でありました。そして現在もう実施しておられました。また東京都の武蔵村山市の施設一体型の小中一貫校は、1小学校と1中学校で村山学園として、小学校の児童が576名の22学級でありましたけど、いわゆる1校長、3副校長という体制でスタートしておりましたが、お聴きしたいことは、本市のように、「学校再編の一環で」と今答弁されましたけど、そのことも含めてですよね、学校再編という観点じゃなくて、小中一貫教育というのが今後望ましいと、いくつかの利点をですよね、例えば、いわゆるその昼食の問題とか、あるいは学校のカリキュラムの問題とか、総合的に考えてこの東京の三鷹市においてもあるいはいわゆる武蔵村山市においてもですよね学校規模は大きいけど小中一貫校に取り組んでおられるということでありましたが、再度御質問申し上げたいのは、学校再編という便宜なことだけではなくて、本市で言うといわゆる、例えば、加世田中学校とか、万世中学校とかですよね、あるいは加世田小学校とか、万世小学校と、こういう所であってもですよね小中一

貫校の取組みをするべきと考えておりますが、そのような考え方はないのか伺います。

- 教育長（出口定昭）　ただ今小中一貫教育をどのように考えているかということの御質問でございましたので、お答えいたします。子どもたちの発達の段階に応じて 6・3制から 4・3・2 あるいは 5・2・2 などいくつかのパターンがございますが、学年制を整えることや、小中学校の教職員が可能な範囲で兼務体制をとり、相互に補完することにより 1年生から 9年生まで一貫した教育が可能になるなどこれまでにない新しい教育に係る教育改革の一つであるというふうに小中一貫は理解しております。これは地域の実態に応じましてどのような小中一貫をするかということにつきましてはですね、地域の皆様方と話し合いを持ち、こんな資料が欲しいというような要望にはですねありとあらゆる、先ほど三鷹市のような例もございましたけれども、そのようなもの、あるいは小中一貫にしましてもですねお隣の熊本の産山という所に行きましたけれども、小中一貫にしましても百数名ぐらいの学校もございますし、いろんなパターンがございますので、そこはですね再編協議会の大きな協議の柱の一つとして当事者意識を持って住民の方々とですね話し合いを進めて参りたいというようなふうに考えております。以上です。
- 2 番議員（古木健一）　6、総合窓口に関する基本的な考え方を伺います。窓口サービスの高い評価を受けている役所は総合窓口にしておられます。ちょうど、例えば、銀行は来行した時に要求をした番号札をもらい、支持された窓口ですべての要件が帰結するシステムになっておりますが、このような平たく言うと銀行のようなシステムになっておりましたが、そのことによって、例えば、証明書の発行にしても、金銭の授受にしても完全にダブルチェックもなされていくということでありました。そこで本市の総合窓口に対する基本的な考え方を伺います。
- 総務企画部長（山口力三）　総合窓口の考え方についてでございますけれども、一般的には複数の窓口で行っている届出や申請といった手続を専用の窓口を集約し、引越しや結婚、出生や死亡などに関する手続が原則一つの窓口で済む窓口形態を総合窓口と言っているようでございます。総合窓口を導入している市町村におきましても総合窓口で取り扱う業務数につきましては大小差があるようです。また、すべての手続を 1か所の窓口で処理することは困難であると認識しているところでございます。本市の場合、現在は税金や医療、年金など取り扱う業務に応じて窓口を設置しているわけですが、その中で福祉課が通りを隔てた総合保健福祉センターふれあいかせだにあることなどから、市民が介護や各種福祉の手続の際にはふれあいかせだと本庁舎を行き来するなど不便を感じている実態もございます。これらのことからなるべく市民の方々が不便を感じないよう、ふれあいかせだにある福祉課を庁舎 1階に移し、出生、死亡等に関連する手続などはなるべく庁舎 1階で済ますことができるよう現在 8月を目標に窓口の配置の見直し等について準備を進めているところでございます。またローカウンターの設置など市民が相談しやすい窓口の改修につきましても同時に準備を進めているところでございます。総合窓口は複数の手続を 1か所で行うことができますので、市民にとっては親切で利用しやすい窓口形態となるわけですが、そのためには現在の電算システムの見直しや、そのことに対す

る組織の見直し、周辺機器等の整備など財政的な負担も必要になってくると、このようなこともございますので、今後研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

- 2番議員（古木健一） 答弁の中にもありましたが、市民の権利あるいは義務に関する届出、申請書の受付及び証明書発行等の手続を市民側から見て同一部署の窓口で行える機能を持ったいわゆる窓口形態を総合窓口は基本としておりますが、市民が1か所ですべての用事を済ませることのできるワンストップサービスということでの顧客対応第一主義をとっております。ちょうど私どもは文教厚生委員会でこの5月に茨城県の牛久市の総合窓口を行政調査して参りましたが、市の方向、第一段階としてはですよね今8月までにいろんな工夫をされるということと理解はしておりますが、中期的な目標としてですよ確かに組織の問題、電算の問題、そういったことをクリアしなくちゃいけないと思っておりますが、是非この方向に取り組んでいただいておりますね、職員の方に、百聞は一見に如かずということがありますので、確かに総合窓口、どこまでを総合窓口化するかということは先進地によって違う面がありますが、方向としては本市も今その第一歩を踏み出したところでありますのでですよ、担当の方は早めにこういった所をですよ調査していただいて対応していただきたいと思いますなあと考えております。私ども行政調査に行って、特別本市ですよ窓口がそんなに、何というか、不親切とか、サービスが悪いとは思っていませんでしたけど、データ上も大変本市のいわゆるサービスは全国の市の中では低いという先般データも出ておりましたけど、やはりほかの市に行ってみるとですよ明らかにサービス内容が違うなあとということを実感して参りましたので、是非中期的な課題としてですよ総合窓口化ということを御検討いただきたいと思います。質問を終わります。

- 議長（大原俊博） 次に、清水春男議員の発言を許可します。

[清水春男議員 一般質問席] 午前10時41分

- 17番議員（清水春男） 鳩山首相が辞任をして菅直人首相に替わりました。鳩山首相の辞任は、国民の期待に背き、国民に公約をした米軍普天間基地の問題も、国外、最低でも県外という公約を踏みにじり、沖縄県民や徳之島島民の総意を踏み付けにする日米合意を結び、また政治とカネの問題でも数々の疑惑を類被りを続けていました。国民の怒りは、これらの問題だけでなく、高齢者を差別する後期高齢者医療制度廃止の公約を踏みにじってそのまま続け、また派遣労働者を原則禁止とする問題でも抜け穴だらけで、関係者はみんな「期待外れだ。」と怒っています。暮らし、外交の問題などで政治が変わらないのはこれまでの自民党政治と同じ、企業献金をもらい、財界、大企業にもものが言えない。アメリカ言いなりの政治をやってきたからです。菅首相も「このやり方を続ける。」と言っています。このような政治で国民の暮らしは守れるでしょうか。

私は、日本共産党の議員として市民の要望を実現をするために通告順に従い質問をいたします。本坊市長の明快な答弁をお願いいたします。

まず1番目は、国保税引下げについて質問をします。この問題は前回の議会でも質問をしま

した。農業者や漁業者の経営は、価格が振るわず、または今、口蹄疫の問題などでも大変厳しい経営を強いられています。保険者は「払いたいけれども、払えない。国保税を引き下げてほしい。」という声を多く聴きます。そこで南さつま市の国保会計も滞納額がありますが、今年の5月現在の過年度分も含めた現在の滞納額、短期保険証や資格証明書の発行数、または保険税を払えなくて保険証を持たない保険者の世帯がいくらで、保険証を渡す努力をどのようにしてきたかまず質問いたします。

- 市民福祉部長（長濱一盛） 私の方から短期保険証、それから資格証明書の発行数等について担当する部分について御回答申し上げます。まず、短期被保険者証及び資格証明書の発行件数でございますが、昨年8月の保険証の一斉切替え後です。ね本年5月末までに発行した延べ件数は、短期被保険者証がですね448世帯の959人、それから資格者証が41世帯の61人を交付しております。

次に、保険税を払えなくて保険証を持たない被保険者の世帯はいくらかとの御質問であります。5月末現在の対象者は、短期被保険者証が199世帯の389人、それから資格証明証が38世帯52人となっております。うち被保険者証の有効期限が切れて被保険者証の切替えをされていない方が短期被保険者証で109世帯の168人、約55パーセントです。それと資格証明書にありましてはもう38世帯、もう45人でほとんどの方なんです。が、中学生以下の子どもを除き全員の方が切替えをされていないという状況でございますが、御質問で保険税を払えなくてというよりですね、自らが更新をされていないというのがこの大方の理由かというふうに思います。

また、被保険者証を渡す努力をどのようにしたかという御質問であります。11月には、昨年11月ですね、インフルエンザの流行に配慮しまして資格証明書を全員の方に郵送いたしました。これまで文書や臨戸徴収時での切替えを、切替案内をして、納付相談をしてから発行していることからですね直接窓口に来て手続きをしていただいておりますが、現実的には病院での受診が必要になったというような場合以外はですね窓口に来ていただけないような状況でございます。こちらとしてもですねいろいろと切替案内についてはいたしているつもりではあるんですが、納付相談に来られないというのが現在の状況というふうに御理解いただきたいと思っております。

- 総務企画部長（山口力三） 国保税の滞納関係についてお答え申し上げます。5月31日出納閉鎖によります平成21年度国民健康保険税の滞納繰越額につきましては、現年課税分が461世帯で4,291万4,500円、それから平成20年度以前の過年度分が421世帯で9,714万2,510円となっております。これらのことから滞納繰越額の総額は、634世帯、1億4,005万7,014円となっております。

- 17番議員（清水春男） 「払いたくも払えないというよりも」という声が、言葉がありましたけれども、現実的にやはり多くの方がですね、言わば100人を超える方が言えば切替えにも来れないと。だから、それはもうほんとその人たちのほんと、担当課長として、ああ、ごめん

なさい。まず、市長として今のこの実態ですね、滞納額がもうほんと 634で 1億 4,000万の大きな額になってる。これの現実を見たときに、市長としてやはりこの問題は、国保税のどのような認識を持たれるかですね。まずその点を聴かしてください。

○市長（本坊輝雄） ただ今、両部長から答弁をいたさせましたが、滞納につきましてはこの平成20年以前も 420世帯等々あったということですが、やはり、一つはやはり現実的には経済情勢等の厳しさというのもあるかと思えます。それぞれの家庭環境等がですね置かれた状況というのもあるかと思えますし、また一方ではやはり国保税に対しての税を納めるということに対しての認識のやはり温度差があるのではないかと考えているところであります。

○17番議員（清水春男） 「税を納める認識度の言えば違い、また経済的情勢の言えば厳しさがあるんじゃないか。」ということを言われました。ほんと、国保加入者がそういう認識になっていくという点ではまた年数がいろいろかかると思うんですが、人にもよるでしょうけれども、しかし、やはり今のこういう情勢、経済情勢の厳しさというのがやはり払いたくても払えない状況というのを生んでしまうのではないかと、そっちの方がやはり大きいのではないかと私は考えるところです。ですから、そういう点では、今ですねほんと、前回の議会では窓口負担の問題を取り上げましたけれども、やはり病院に行ってほんと診療代を払うという点では、保険税を滞納しとれば全額一旦払わないとならないという現実がありますよね。そうしたときにやはりやむなく言えば滞納をしてる人にとってみるとやっぱりもう重くなってからでないと、もう軽いうちちゅうか、それは先生が判断するわけですがけれども、我慢をしてですねおって、最終的にもうほんと行かんとすまんという時になってから行っていくと。そうするともう重い病気に発展していくという現状があると思うんですよ。そういう点でいくと、やはり保険証があるという点ではほんと、自らが来ないという点で今の現状をそのまま言えば放置はされていないと思うんだけど、その努力というか、やはり保険証をば加入者に届ける努力、これはもう郵送をしてるということなんですけれども、最終的な場合ですよね、これはねえ。そうしたときにやはり面談をする努力というか、そういう点では、それでも会わない。言えぱそういう状況なのかですね。その辺も是非聴かしていただきたい。

○市民福祉部長（長濱一盛） 我々も病気にもうなるまで放置していくということ、もう一切そういうことは考えておりません。もう当然人の命は大事です。我々としてはとにかく相談に来てくださいと、相談に乗って納付計画、そういったものをお互い確約してもらえさえすればですね、その分保険証は出しているのが状況なんです。ただ資格証明書を出している人たちはほとんど来られません。そういう相談にも来てもらえないのが状況です。こちらは何回も通知をしてお話もしているところなんですけれども、そういった意識の問題がどうなのか分かりませんが、こちらとしては、もう当然そういった身体に関わることで、是非とも発行をさしてやりたいという思いがあります。ただ今回いろいろ法が変わりまして高校生以下については、そういった子どもに配慮して保険者証を発行できるような制度が変わるようです、そういっ

た資格証でもあってもですね。ただその保護者の方についてはですねやはり変わらないんですが、とにかく何回も通知しておりました相談に来てくださいということをしておりますから、そういった意識の問題もちょっと高めてもらいたいというのがこちらですので、いつでも相談は受けたいと。相談を受けて、それで納付計画を作った時点で発行をしてやるというふうにこちらは考えておりますから、ただ単にもう資格証明書を出したから放置しているというわけではございません。

○17番議員（清水春男） その考えは是非そのとおりにですねやっていただきたいと思うんですが、やはり私は一番のこういう滞納額が増えてきたというのは、先ほど市長も言われた経済事情という点で、ほんと払えるつもりが、収入が減って払えないとか、そういう現実も私は出てきていると思うんですよ。そういう点からするとやはり保険税の引下げという部分も、こともですねやっぱり考えていかないと、それがおのずとやはり、もう言えば払わないのがいけないんだと。それから資格証明書を出しても相談に来ないのが悪いんだというふうな面だけを強調してしまうとなお私は払えなくなる、払えないのじゃないかなというような考えを持ちます。だからといって甘えさせという意味じゃないです、国保加入者をですね。やはりその実情に応じた対策をとるべきだというふうに考えるんですが、その点どうでしょうか。そこでやはり今のこの国保の問題というのは税率にしても、坊津地区がですねやっぱり段階的に引き上げられて、言えばもう今、全市が一緒になりましたよね。そうするとやはり言えば税率が上がるということはそれだけ保険税が上がるということになるわけですから、そういう点でいくとやはり負担的には増えていくという、言えば払えるつもりが、払えなくなったというのも私は現実あると思います。そういう点で、今ですね口蹄疫の関係で農家の方々もほんと、昨日もある農家の方とお話をすると、ほんと、払いたい気持ちはあるんだと。誰も払わんとは言わんと。しかし、何かこう取立てみたいにくる来てもらうと、何かこうなお、今度は感情になってしまうというね部分が、そういうお話をされた農家の方もいました。ですから、それはやはり今こういう事情がね、そいくせか経済的事情があつてほんとそういう大変な時期であると。そうしたときにはやはり言えば相談にということが、来てくださいというのも一つの手ですけれども、やっぱりこっちが訪問をしてねやっぱりそのことも話をされて分納とかですね、そういう方向性はとっていらっしゃるかどうか。その点を是非聴かしていただきたい。

○税務課長（今村一男） 国保税もなんですが、すべての税につきまして、20年度からですね徴収嘱託員を2名採用いたしましてその臨戸徴収に回っているということで、納税相談もその時に受ける状態でありますので、そういう対策をとっているということでございます。

○17番議員（清水春男） 大体分納の方は何人ばかりいますか。

○税務課長（今村一男） 分納の状況というのについては今資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと時間をいただきたいというふうに思っております。

○17番議員（清水春男） やはりほんとこの問題というのはですねほんと一概にすぐ解決でき

ない部分を持っています。ですから、あえてこういう感じで毎回もですね私は国保税引下げの声を是非市当局にも分かってもらいたいということではありますが、やはり、次、2番目のですね市長として国保会計を健全にするためにも国保基金を使い国保税の引下げや国保に対する国庫補助率を元に戻すように国に声を上げるべきだと考えますが、その考えはないかというのを質問をいたします。やはり国保の場合は国が国保に対する補助をばどどん切り詰めてきていると。その結果がやはり割合的に加入者に対しても負担が増やされている方向があると。これは私は大きな問題だと考えるんですが、その点、市長どうでしょうか。

- 市長（本坊輝雄） 清水議員におかれましては国保税について大変御熱心に毎回質問をいただいているわけでありますが、先の議会におきましても国保税を引き下げる考えはないかというようなことも発言されているわけでありますが、社会経済情勢というのは大変厳しいということはお互い認識をいたしているところでありますが、国においてもこれらの状況を踏まえまして保険税の軽減といった対策もとられているところでありまして、御質問の国民健康保険基金については、国が示してあります保険給付費の5パーセント以上の基金積立てがなされているところでありまして、医療費が年々上昇している現状、後期高齢者医療制度に代わる新たな医療制度の創設といったものなど国保財政は不透明な部分が多い中で、不測の事態に備えて安定した財政運営を行うためには一定の基金確立が必要であり、また本市の保険税率につきましても県や他市の平均と比較いたしましても高い状況にはないと認識をいたしておりますので、現段階において基金を使って国保税率を引き下げる考えはないところでありまして。

また、御質問の国庫補助率につきましても、定率国庫負担金として療養給付費負担金の御質問と理解させていただいておりますが、平成17年度の三位一体改革によって補助率は下がっておりますが、その下がった分は、県の調整交付金が新たに創設をされ、結果として従来の国庫補助金相当が県の調整交付金で措置されて負担割合は変わっていないところでありまして。また新たな医療制度の創設といったものも今後予定されている中でありまして、現段階ではそういう状況にはないと考えているところでありまして。

それから、先ほど清水議員の発言の中で市の職員がやはり未納者に対して取立てみたいなことを行っているということでもございましたが、職員は仕事に対する使命感を持って誠実に向き合っているものと確信をいたしております。市民あってこそその市政であります。それを支えるのは税金であります。そして市民の健康を守るのも国民健康保険税でありますので、その認識に立って職務に取り組んでいると思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

- 17番議員（清水春男） 私はさっき言えば職員の人が来てと言って、それを市長とすれば取立てちこうとったんですが、私は「取立て」といった言葉は言ったつもりはないんです。いや、いや、ごめんなさい。そういう人もですね、言えば、取立てに来たというあれじゃなくて、言えば、このことはですね一応、今、市長が言われたとおりの努力でやっているとこの点では、そこは私も理解をしましょう。しかし、基本的にはそういうふうにとられないような対応は是非

してほしいというのは改めます。はい。それで、今ですね 5パーセントの範囲で積立てをしていいというのは、もうそれこれまでもあったんですが、今の基金の額としては 5パーセント以上の額が私は貯められているというふうに考えているんですが、その点は基金の額として 5パーセント以上というふうには私は認識しているんですが、当局はどうですか。

○市民福祉部長（長濱一盛） はい、5パーセント以上の基金を積み立てなさいということで、今約 9パーセントの 3億 8,000万ぐらいの基金の状況になっております。

○17番議員（清水春男） 9パーセントの 3億 8,000万基金が貯められているという点でいけばですね、やはりこの基金を使つての私は負担を軽減し、そして収納率を上げていくという方向性をとった方がいいというふうにと考えるとこです。この問題はまた勉強していきます。

次いきます。防災対策及び道路の安全対策について質問をいたします。1番目に、梅雨を前にして市内の防災点検を実施されたと思いますが、危険箇所が何箇所、緊急に改修を必要とする箇所が何箇所あると判断をしたか。

また、2番目に市民への周知はどのように考えているか。お願いします。

○総務企画部長（山口力三） 本年度の防災点検につきましては、金峰地域が 5月 9日、大浦地域が 5月10日、笠沙地域と坊津地域が 5月11日、加世田地域が 5月14日に実施し、市全体の防災点検につきましては 5月17日に実施したところでございます。地域ごとの点検箇所につきましては、金峰地域が39か所、大浦地域が10か所、笠沙地域が 8か所、坊津地域が 5か所、加世田地域が77か所の合計 139か所となっておりますが、このうち今年度新たに調査した点検箇所は、金峰地域が 2か所、大浦地域が 8か所、笠沙地域が 5か所、坊津地域が 1か所、加世田地域が 8か所の合計24か所で、昨年度に引き続き実施した点検箇所は 111か所となっております。また、市全体の防災点検につきましては、各地域から出されました危険箇所 9か所と県南薩地域振興局から出していただいた 3か所を合わせました12か所を点検したところでございます。今年から県南薩地域振興局にも出席をお願いし、建設部、農林水産部、総務企画部から県関係職員 4名の出席がございました。また、地元の園田県議会議員にも御同行いただきまして関係機関との連携など災害に関する情報の共有化に努めたところでございます。この点検につきましては、それぞれの地域が点検した結果、最も重要な箇所であり、かつ早急な対策が必要と思われる道路や河川、急傾斜地区であり、国や県に要望をお願いしなければならないことから、県の職員に同行していただいたことは非常に意義のあることであり、今後何らかの対策が講じられるものと期待しているところでございます。そのほか市内にあります危険箇所につきましては、南さつま市防災計画に洪水及び高潮危険地域、急傾斜地危険地域、土石流危険地域、地滑り危険箇所、山地災害危険地区など詳細を記載しているところでございます。危険箇所の改善につきましては、道路や河川、水路など国や県の事業を導入して実施するものについては早急に要望を行うとともに、市で実施するものについては緊急性のある箇所から順次整備していきたいと考えているところでございます。

次に、市民への周知のことについてでございますが、市民に対する周知についてであります。先ほど申し上げた災害危険箇所の点検の際、関係する住民の方々には大雨や台風接近時の対応や早めに避難するなど呼び掛けているところでございます。また、平成19年度に各家庭に配布いたしました地域ごとの防災マップの中で急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流流域のほか、主要な河川の流域沿いにつきましては、河川の氾濫などにより住宅地が浸水した場合に想定される水深を色分けした危険箇所の表示と災害時の避難場所、緊急時避難時の連絡先のほか、避難する際の心得などを記載しているところでございます。このようなことから災害に関する情報等についてはある程度の認識はしていただいていると、こういうふうに思っておりますけれども、更に情報等を提供するためにハザードマップを作成し、各家庭や自治会等に配布する予定でございます。また、地域の現状を一番理解している自主防災組織や自治会、元気づくり委員会などに独自の防災マップやハザードマップの作成を呼び掛け、自らの安全は自ら守る意識づくりをお願いするとともに、自主防災組織のない地域につきましては設立の推進をお願いしていきたいと考えているところでございます。更に災害時の災害等の発生が予測される場合は、防災行政無線やオフトークを活用すると同時に、消防団の広報等により災害対策や早めの避難を呼び掛けるなど被害の未然防止に努めて参りたいと思っております。

○17番議員（清水春男） 今、ハザードマップを作るというような話をされたんですが、一応これは年度中にできて、また、各言えれば住民に全員なのか。また校区的なそういう所に配布するというふうな考えなのか。その点と、自主防災組織の組織化という点では、今年度は何箇所ぐらいを今もう言えば話し合いを進めているものなのか。その点を。

○総務企画部長（山口力三） ハザードマップにつきましては早急な対策を講じなければならないと思っておりますけれども、これについては各家庭、自治会等に配布していきたいと思っております。それと自主防災組織につきましては、毎年この自主防災組織に必要なそういう器具等、備品等についての予算も計上してございますので、それらについてはもうそういう動きのある所についてはなるべくこちらの方でも対応をしていきたいと考えております。

○17番議員（清水春男） 是非、ほんと災害があつてからではなくて、ほんと災害を起してもすぐこう対応できるような体制を是非とっていただきたいと思います。

次に、3番目にいきますが、国道226号線沿いの坊津久志地区の今村集落内の久志川護岸に設置されたガードレールの柵が腐食して危険であります。もう何年も整備をされていないというふうに私は認識しているんですが、この整備について整備する考えはないか伺います。

○建設部長（山下和隆） 御指摘の分につきましては県管理でございますので、この箇所について平成19年6月に地元自治会から要望がございまして、私ども市を通じて県の方に補修の要望をしたところでございます。結果につきましては、「本年度河川維持事業で対応をする。」という回答を得ております。

○17番議員（清水春男） 今年度やられるということで、よろしくお願ひします。

4番目にいきますが、道路が狭いゆえに道路に覆い被さった木や側溝に蓋がないために危険である道路が、箇所があります。危険を和らげるために木の伐採や側溝に蓋をするべきだと考えますが、その考えはないか。お願いします。

- 建設部長（山下和隆） 市道上に覆い被さった樹木若しくはこの蓋版でございますが、いつも申し上げております。道路敷内であれば市が行います。道路敷外については、基本的には、所有権、財産権の兼ね合いで個人が管理するのが原則ということで、もうこれについては一貫してそういう考えであります。なお、また、本年度においては、道路敷地外から市道へはみ出している支障木等について非常にこの危険な箇所等が多々見受けられますし、要望も多くの所を受けておりますので、緊急雇用対策の市道環境整備事業を活用して、所有者の承諾を得た上で9路線、5,700メートル程度を実施することとしております。

次に、蓋版の設置についてでございますが、これについては、今、議員御指摘のとおり、狭くて自動車の離合困難なカーブ区間等に部分的に蓋版を設置すれば路肩が広くなり、対向車との行違いの際に通行の安全を確保できるというふうに思われます。現在、蓋版の設置に当たりましては、原則このまま蓋版を設置できるか、側溝自体の改修を行わなければならないかなど総合的に判断して年次的に蓋版設置を行っているところでございます。実施箇所につきましては、市全体で危険度や緊急性、予算に伴います状況等がございますので、そういうものをば総合的に判断して実施をしていきたいと思っております。

- 17番議員（清水春男） 「緊急雇用対策で9か所、5,700メートルやる。」ということですが、これの言えば地域別な路線というのは公表できないもんですか。その点。
- 建設部長（山下和隆） 公表できないというのはありませんで、申し上げます。加世田が3路線、それから金峰が、金峰地区が3路線、あっ、ごめんなさい。加世田が3路線で1,100メートル、それから金峰地区が3路線で1,500メートル、笠沙地区が1路線で1,000メートル、大浦地区が1路線で600メートル、議員が住んでおります坊津地区につきましては、特にこれ泊春日線を要望されていると思うんですが、1線、泊春日線を1,500メートル伐採予定でございます。
- 17番議員（清水春男） 今、部長の方から答弁がありましたとおりに年次的にですね蓋の問題、側溝のですね、それもやられるということですが、ほんとの点、財政が、県道であれば県道も財政が厳しくて早急にこうできない部分もあるし、また市の部分に関してはやはり、やっぱりこれも財政が要るし、また路線も相当な路線があるということは理解をします。ですから、やはり住民の理解をまた得る努力もしないとならないという点では、やはりこういう住民の理解が得られるようなまた策をですね大いに、職員も大変ですけれども、とっていただきたいということを要望して次いきます。

3番目にコミュニティバスの運行について質問をいたします。まず現在輝津館発で運行されていますが、「利用を高めるために中坊集落のバス停を始発に変更しては」という住民の声が

あります。その変更の考えはないか。まずお願いします。

- 総務企画部参与（本坊佳彦） 現在ですね輝津館まで運行しておりますコミュニティバス中山線につきましては合併後見直しを行っております。平成19年 4月 1日から、それまで加世田から上野、小原間の運行であったものを、輝津館まで運行するようにいたしております。この発着地についてはですね、発着地を選定するに当たり、当初久志地区から枕崎への路線バス、それから坊泊地区を循環する路線バスへの接続をですね考慮して泊バス停の発着地についても、これは検討をしております。その結果ですね、路線バスとの接続に伴う待ち時間の休憩場所、それから雨天時の雨宿りの場所、それから車両の待機場所ですね、それからUターン場所の確保、それから、また坊津地域の観光の拠点であります輝津館、ここへの加世田地域からの交通アクセスの問題、こういう多くの問題がありますので、総合的に考慮した結果、輝津館を発着地としているところがございます。こういういろんな問題がございますので、発着地につきましては現在の輝津館を変更するという点については考えていないところです。
- 17番議員（清水春男） 今、その発着地の決定というのは、参与が話をされたようなのは、前、私も前の市長からも聞いた思い出を持っています。ですが、やはり今、ほんとこれまでは経済圏が枕崎であったものが、合併をして加世田の方に行ったと、なったという点ではですね、やはり今、加世田の病院に行かれる方が以前よりも増えてきています。そして坊津地域の言えば坊之浜という、集落名を言っただけですが、坊地区の方から輝津館までとなるとやはり距離的にも歩いて行くにはもう遠いと。これは私にも電話でですねばあちゃんが、「加世田に病院に行くと。だから、是非、輝津館まで延ばすことはできないだろうかと市長に言うてくれんか。」ということですね言うおばあちゃんがありました。ですから、これはですねほんと、輝津館でもですね、雨宿りとか何とか言いましたけれども、停留所があるのは、雨宿りの場所でもないしですね、要は停留所の看板が、じゃない。あれがあって、いすもないですね。ですから、私はほんと利用を高めるためにはですねやはり、輝津館でなくて、中坊の方からですね始発に変えるということは私はできると考えます。というのはUターン場所もですね、今、国道が整備されて、中坊のそこではちょっと難しいですが、橋の、ごめんなさい。要は中坊公民館の周辺が大分広くなりました。ですからそこでのUターンは私はできるんじゃないのかなあというふうに判断をします。ですから、やはりですねほんと住民が、せっかくほんとバスをですね走らせてくれてます。前の市長にもいろいろ要望をしてきましたけれども、やはり前の市長も「乗る人が少なか。」と。だから、少しでも乗る人を増やすための施策も私もいろいろ前の市長に提案をしたところなんですけれども、ですから、そういう路線をねそんなに大きく私は延ばすのではなくて、輝津館から中坊の停留所までは距離で1キロあるか、ないかですね。ですから、そういう点ではやはりそこまで延ばしたことで利用が可能になるという点は私は考慮していくべきだと。というのは、今までですね、やはり今先ほど参与が言われたように、路線バスが走ってます。そうするとそこに輝津館から乗れない人たちは今度は枕崎まで行って、

枕崎から加世田の方に行くという、それをとってらっしゃるということです。だから、それじゃなくてですね、せっかく坊津の方から加世田行きが出てるわけですから、是非路線を延ばしてほしいということを強く要望します。

次に、2番目の土・日・祝日は運休ですが、加世田などでイベントがあっても車を持っていない住民は見に行けない。砂の祭典みたいな連休にある行事の時などには運行するべきと考えますが、その考えはないか質問します。この問題もですね、やはり先ほどからこの砂の祭典の入込客が多かったということを言われているんですが、坊津の方でもですね私なんかもやっぱり行ってくれんけちいう話もしてます。しかし、残念だけど、足がない。私なんかも連れて行けば、いいですよと言えば行くんだけれども、そういうのが時間が合わなかったりすればですね乗して行けられないんですよ。だから、これは先ほど、ここにあるように、土・日・休日は運休です。ですから、やはりそういう大きな言えばイベントというか、その催しがねある時には何かこう工夫をねやっぱり私はしてあげるべきだと考えますが、どうですか。

○総務企画部参与（本坊佳彦） 土・日・祝日の運行ということですがけれども、本市のコミュニティバス路線のですね基本的な考え方を申し上げますと、高齢者や交通手段を持たない交通弱者の足を確保することが一つ、それから厳しい財政状況の中で効率的な運行に努めることが一つ、それから既存の路線バスとの整合性を図ること。この3点を基本事項としております。利用形態としましては、通院、買物等の日常の営みを考慮した生活支援バスとして運行しているところでありまして、土・日・祝日は、病院、学校、官公庁等休みの日が多くですね、効率的な運行を考慮して平日に運行をしているところでございます。コミュニティバスの生活支援バスとしての趣旨から考えますと、イベントのためだけにコミュニティバスを運行することは難しいと判断しているところでありまして、そこについては御理解をいただきたいと考えております。ちなみにですね、今、議員がおっしゃいましたように、イベントの送迎バスの利用、砂の祭典におきましては、今年度からですね、公共交通機関の利用が不便な地域、今回は坊津地域、大浦地域、笠沙地域、金峰の白川地域ですかね、ここの老人クラブの方々を対象にですね高齢者バス送迎サービス、こういうのを今年から実施しております。それで坊津地域からはですね21人の利用があって非常に喜ばれたところでございますので、今年から実施しておりますので、今後また非常に広まっていくだろうというふうには考えているところでございます。

○17番議員（清水春男） 老人の高齢者のためのバスを出されたということで、これはちょっと私の知らなかったという点では謝りますが、しかし、これもやはり多くの方がそれであればですね利用できるような運行の仕方と、またはそのPRの方向性も是非とっていただきたい。そこで、今言われるように生活支援バスとしては土・日・祭日は駄目ですよということであればですね、この乗り合いバスの運行というのは前の市長にもお願いをしたことがあるんですが、やはりほんと加世田市から遠く離れた坊津地域にあつて、またこの坊津地域の中でもほんと言えバス運行という点でも前、以前よりも便数がどんどん少なくなっている。こういう現状

の中でやはり乗り合いタクシー的な運行というのをば私は研究をするべきだと考えるんですが、この点では市長どうでしょうか。

- 市長（本坊輝雄） 乗り合いバスの研究をするべきだということでございます。確かに交通弱者の方々が増えておりますので、どんな形でその環境を整えられるかですねもう少しお時間をいただきたいと思っております。

それから、高齢者の皆さん方を対象にした吹上浜の砂の祭典であります。私どもも今年から親切に、その祭典会場に訪れていただくようにということで実はですね、清水議員から見ますとこちらの周知がまだ足りなかったというような御指摘であります。3月5日付で市内の老人クラブの代表者に、すべての皆様方にですね「2010吹上浜砂の祭典、高齢者を対象にしたバス送迎サービスの実施について」ということでございまして、どうぞ申し込んでくださいと、申込締切りは4月の2日ですということ等ですべて送付してございます。そして申し込まれた地域を対象にですねこういうことを実施をいたしました。5月の1日には坊津、それから笠沙地域、5月の4日には大浦、金峰地区の白川・大坂地区の皆様方を御送迎申し上げたところでありまして、坊津地区の方からも21名の御利用があったということで大変喜ばれたとお聴きをいたしております。今後よく、市民目線というのは、こちら側の一つの情報発信と住民の情報キャッチと、すべてが、こっちの発信のやり方がどうだったかというのはまた精査していかなければならないと思っておりますので、より一層ですね御利用いただけるように努力をして参りたいと思っておりますが、これを受け取った代表者の方々がどう会員の方々にお伝えしたかは、その辺はよく私どもも理解は、調査はいたしておりませんが、そういう意味でですね親切丁寧なやはり市政を推進して参っているつもりでありますので、どうか御理解を賜りたいと思っております。

- 17番議員（清水春男） 今、高齢者の方々の利便性を高めるため、参加を促すための施策をしたという点では、私もそれを理解していなかったと、知らなかったという点ではですね、敬老会で、まだないものですから、ちゅうふうにかうとれるのかなあという思いもします。しかし、今言われ、市長が言われたそういう点でのねいいことをやるという点では周知を、ほんと、今回高齢者の方々を中心ということですが、残念ですが、高齢者会に入っていないお年寄りの方々もいらっしゃるんですよ。だから、そういう点ではいろいろだから、それは今後のやり方と、放送の周知の仕方というのはもう今後是非工夫していただきたいということを要望し、また、やはり乗り合いタクシーの件に関してはですね、私は、今、坊津地区ではスクールバスも走ってる。また病院の車も走ってる。また、そういう福祉センターのバスも走ってる。何かこういうののほんとと連携というか、何かこう工夫はできないものかというふうに考えてますので、是非その点をですね、言えば厚生省と文部省といろいろこう違うという部分もあります。また路線バスの関係もあります。だから、そういう点では、しかし、路線バスは言えば時間があるものだから利用する側としてもほんとと便数が減っていけばどんどん利用が減ってしま

う現実もあります。そういう点では是非いい方向での検討をですねしていただきたい。お願いします。

次、4番目いきます。

○税務課長（今村一男） 先ほどありました分割納付者数についてなんですが、住民税を含む国保税、すべてを含んでですね昨年の、21年度といたしますか、4月1日から22年3月31日までに誓約した方は四十、新たに44名というふうになっております。そのうち1年間に納付をしていただいた額が404万100円ということでございます。

○17番議員（清水春男） 分納の点でも是非いろいろ相談、ほんと乗っていただいて払える体制をですね努力していただきたいと思います。

次いきますが、4番目の坊津地区の閉校した学校の跡地利用について質問をいたします。まず1番目に跡地の活用を進めるためにどのような話し合いを地域とやってきたか。お願いします。

○教育部長（染川勝夫） 閉校した学校の跡地利用につきましては、昨年度、関係学校の職員、児童生徒の保護者、地区内住民代表、教育委員会職員で組織する再編準備委員会を設置して、その中に学校施設跡地利用等検討部会を設けまして閉校後の跡地活用策の協議をして参りました。これまでに4回開催しております。準備委員会では、跡地利用についての要望のありました運動場や体育館の地域住民への開放につきましては、学校施設から社会体育施設とする体育施設条例の一部を改正いたしまして、先の3月議会において提案いたしまして、議会で議決されたところであります。校舎などの跡地利用につきましては、今後も地元の意見をお伺いしながら、地域に親しめる施設として活用できるようにしたいと考えております。

○17番議員（清水春男） 今、部長が言われるように、運動場や体育館という点での活用というのは、地域の、清原地区、私の住む清原地域では元気づくりの委員会が事務を、言えば管理を受けてるということで知ってます。しかし、学校の教室の中での利用、言えば一つが図書館の活用というのがどういうふうな活用を考えているのか。また言えば現実やっているのかですね。そして、またプール開放の問題でいくと、各学校にプールがあったわけですが、やはり、言えばもう授業、誰もいませんから水は抜いてますが、夏休みには、プールの開放といったら坊津地区では坊泊小学校の活用というのが組まれるじゃないかというふうには理解をしますけれども、この点では閉校した学校のプールというのは何もその活用のあれはないものかどうか。その点を。

そして、また「地域との話し合い」というふうに言われましたけれども、それはどういう地域の代表者の話し合いの組織というのが何かつくっているのかですね。その点を。

○教育部長（染川勝夫） まず、学校の図書館ですが、図書も坊津学園小中学校に移管しております。すべての本を図書室に収め切れない物については、閉校した学校に今一時保管しているところがございます。今後、高太郎公園に新校舎が完成した時に移転しようというふうにか

えているところでございます。

それから、プールですが、閉校した学校のプールにつきましては安全上水をもう既に抜いてあります。使用はしないということに決定してございます。

それから、組織でございますが、先ほど申しましたように、学校の職員、校長先生を含んだ学校の職員、あとまた児童生徒の保護者、校区内の住民代表、教育委員会の職員で組織する再編準備委員会というのをつくりまして、そこで協議をしております、今後はまた新たに地域ごとにですね検討、跡地について検討して参りたいというふうに考えております。

- 17番議員（清水春男） 今言われましたように、閉校をする前には、今言われるようなその閉校に向けた話し合いと同時に跡地の問題の話し合いもしてきたというのは理解をします。しかし、もう既に言えば閉校をして2か月経ったわけですよ。そうするともう新たな組織が即言えばできてるのか。その前の組織をそのままつながっているのか。その点はどうかちゅうことですよ。だから、新しい組織をつくるとしたら、じゃあいつまでにつくろうというふうに考えているのか。また、そして先ほど言いましたが、教室の活用の問題にしても、そこで閉校の活用の問題で話し合われるちゅうのは理解をするんですけども、だから、そういう点でプールの問題、図書館の問題、またいろいろなそういうものを活用しようと、いい方で活用しようというふうに一面考えると思うんですが、また、しかし、あと一つは、こういうケースというのは今回が初めて坊津地区が言えば体験をしたことありますので、是非教育委員会としても、からですね、やっぱりいろんな全国的なそういう部分で活用、閉校になった学校の活用の話し合いのやり方とか、言えばそういう情報を私は地域の方にも流すべきだというふうに考えるんですが、その点どうでしょうか。

- 教育部長（染川勝夫） 先に申しました準備委員会につきましてもまだ現在残っている部会もでございます。跡地施設利用等検討部会も準備委員会がまだ残っておりますので、残っているわけですが、それぞれの地域における活用策についてはですねそれぞれの地域で話し合った方がいいだろうというふうに思っておりますので、元気づくり委員会とかですね、そのような所と今協議をした実例もございますので、そういう所と協議をして実情に応じた話し合いをしていきたいというふうに考えているところでございます。今後もそういう組織とですね連携をとりながら地域に応じた組織と協議して参りたいというふうに考えております。そして校舎等の跡地活用につきましてはですね、教育委員会だけの対応できるものではございませんので、また副市長をトップとした会議もございますので、そこらと協議をしながら進めて参りたいというふうに考えております。

- 17番議員（清水春男） 是非ですね、やはり初めての経験で、言えば初めて行われることで、やはりいろいろ地域の方々もですね、地域にこう問い掛けてもらったって、これはもう私の考えですが、難しいんじゃないかなという思いもします。ですから、やはり、先ほど言いましたけれども、情報を大いにこう地域に下ろしていただいて活用が、うまくですね地域の

方々との活用ができるような方策をやっぱり私はつくるべきだと。前の閉校式と同時に行われた跡地問題では、先生がそこに入ってたけど、地域にはもう先生いませんよね。だから、そういう点では、先生の代わりに、今度は校区の担当の先生がそれに当たるのかどうかちゅうのも私は分かりません。ですから、その辺のねことも組織を是非うまくこうつくっていただくならばなお一層いいんじゃないかなと考えます。

次いきます。閉校した学校の校長・教頭住宅に地域民が入居できるようにする考えはないか。お願いします。

○教育部長（染川勝夫） 旧坊泊小学校及び旧坊泊中学校の校長・教頭住宅につきましては、坊津学園小学校・中学校の校長・教頭住宅として引き続いております。平成25年度の高太郎公園への坊津学園の移転を見据え、校長住宅 1戸、教頭住宅 2戸を確保し、残り 9戸については、教職員住宅として利用が見込めない場合は、市営住宅への移管や一般住民への譲渡等についても今から検討して参りたいというふうに考えております。

○17番議員（清水春男） じゃあそれはもう一応一般に対する譲渡というか、一般の人が入れるちゅうのは 3年間のうちで判断をするというふうに理解をしいいんですか。

○教育部長（染川勝夫） これは教職員住宅ですので、まず教職員住宅として需要があるのかどうか。そういうのを見極めながらしたいというふうに考えておりますが、1年、2年空く状態がございましたら、もうそういうふうに考えていきたいというふうに考えております。

○17番議員（清水春男） 地域の方からもですね「やはりその辺を早く決めてくれれば、若手を、地域の若手を入れてもろごっすつとになあ。」という声も事実あります。ですから、そういう点では地域との是非意見交換ですね十分していただいて、私は有効にこの住宅が活用できるようにしていただきたいと。やはり地域民が、先生がほんと住まないのであれば、地域民が是非住めるような体制をしていただきたいと思います。

次いきます。5番目、口蹄疫に苦しんでいる畜産農家対策について質問をいたします。この問題はもうこの議会でも既に 3名の方が質問をされておりますが、私の方も是非質問をさしていただきたいと思います。本市の畜産農家も大きな影響を受けていますが、対策をどのような具体的にとっておられるのか。やはり今風評被害という形でもう既に出て牛の価格がですね、「Aの 3等級、これまで 2,000円していたのが、もう 1,400円にこう大きく下がってる。」という声も畜産農家の方から聴いてます。やはりほんと大変な状態だというふうに理解するんですが、お願いします。

○産業おこし部長（上野哲郎） 子牛の関係でお答えをさせていただきます。どういう補助かということかと思いますが、子牛につきましては生まれてから大体 9か月ぐらいまでには出荷するというようなことになっております。宮崎県で口蹄疫が 4月20日に発生して、それ以来、子牛の競り市が、競りが行われていない状況でございます。このために子牛の生産農家の負担が大きくなってきているというようなことから、飼料購入費の一部を補助するため、今回の議会

に補正予算を今計上させていただいているところでございます。子牛の価格の話もございましたけども、対象の子牛といたしましては、5月分が5頭、6月が6頭、7月が3頭というようなこと等から、1頭当たり1万円を3か月を上限に補助していきたいというふうに思っているところでございます。ただこれにつきましては、この都城が発生するいわゆる280例目、それから、今、285例までできてますけども、ここまでの想定した予算をお願いする段階ではなかったものですから、今現在はこういう予算をお願いしている状況でございます。今後についてはちょっとまだはっきりできませんけども、場合によってはまた予算の増額というようなことも出てくるのではないかとこのように思っています。

- 17番議員（清水春男）　ほんと、今、部長が言われるように、この口蹄疫がえびのでもう終息するかなあというふうに思ってたのが、都城に発生をし、またその宮崎県では新たに宮崎市や日向市でもこの口蹄疫の疑いがある牛や豚が見つかったというふうに今日の南でも報道されています。やはりほんと大変な状態なんですけども、この中で、今回子牛を中心とした言えば対策をとっておられるわけですけども、やはり、2番目にいきますが、是非この点ではやはり、先ほど部長の方からもありましたが、この状態がほんとどんどんもし続くようであればですねやっぱり増額という点では是非とっていただきたいというふうにお願いをします。

2番目にいきますが、市場に出荷することも、子牛を購入することもできず、または肥料代だけが増えて、畜産農家を支援をするために助成をすべきと考えますが、その考えはどうか。先ほど紹介しましたAの3等級の価格の暴落、暴落というか、要は下がった問題ですね。そして、また畜産農家の方々には石灰や消毒液の配布もされたと聴くんですが、その現状を是非お願いします。

- 産業おこし部長（上野哲郎）　おそらく肥育牛を中心にした話あるいは豚の話だというふうに御理解いたしますが、肥育牛につきましては、日齢、体重で出荷が行われているわけでございます。現在の制度の中で肉牛肥育の採算を補填する肉用牛肥育経営安定対策事業、あるいは肥育牛生産収益性の低下の緊急事業、あるいは豚の価格安定の事業、こういうものがございます。今この答弁書を作る段階ではさほど影響はないものというふうに、といたしますのが、7月いっぱいぐらいで、その後市が開催されるであろうというような想定の下で回答を準備させていただきましたけども、こういうことで考えておりますが、ただ今ここ都城、こういうことでございますので、場合によっては緊急に対策本部等も設置しなければならない状況等も出てくるのではないかなというふうな懸念もしているところでございます。そういうようなことからですね埋設場所の、発生した場合の埋設場所の候補地の把握などを粛々に行っているところでございます。今後万一、移動規制や車両防除、自主防疫などの防疫対策を強化していかねばならないというふうに思っておりますが、こういうケースが生じた場合は、市民の皆さんの御協力等もあるいは御理解も得ながら口蹄疫拡散防止に努めて参りたいというふうに思っております。実は本日も、先日の7日にも南薩地域の防疫協議会がございました。これにつきましては終息

宣言を受けて、えびのの終息宣言を受けて農家の消毒に対する気持ちが揺るぎないようにというようなことで、再徹底をしようというようにことで会議は開かれましたけども、都城のこういうことがございまして、本日また地区の防疫協議会が 3時から予定されております。この中で県等の考え方も、いわゆる準非常事態宣言等も出されておりますので、これらを受けて本日、市としては本日議会、本会議終了後にですね市内の臨時の庁議を開催をして、そん中で今後の対応について確認あるいは協議をしたいということで今お願いをしているところでございます。以上でございます。

○17番議員（清水春男） 今、畜産農家、これまでも畜産農家の病気の問題で家畜自衛防疫協議会というのが組織をされていると。そして共済組合の方とも連携をしながらやってるような話を聴いてるんですが、今先ほど部長が言われた協議会というのはこの協議会のことというふうに理解をしていいでしょうか。

○農林水産課長（永田洋一郎） 私の方からお答え申し上げます。今、議員が申されました家畜自衛防疫協議会というのは、南さつま市、それから県の農政普及課、二つのJA、それと共済組合、それから獣医師会、そういった各家畜自衛防疫に関わる関係機関・団体の方で組織されている組織でございまして、それぞれ予防接種の経費の中から一部を充当した形でいろんな獣医の方々が防疫に実際に行かれる際にあるいは予防接種に行かれる際に防護服の購入とか、あるいは雨靴あるいは消毒剤の配布、そういった部分を行っている組織でございます。

○17番議員（清水春男） 今ですね、今そういう防御的な話し合いの協議会をつくってるということですが、農家の方にいろいろ今回の口蹄疫でお話を聴いた時に、今、石灰をですねフレコンで 4袋ですね、また消毒液ちゅうか、50シーシーの瓶を 1本配布をしてもらったというふうにこう聴いたんですけれども、これの言えはほんと、私は、今のこういう口蹄疫がどんどん進んで、下手すりゃ進んでいる中で、こういう防御だけで言えば大丈夫かなあというふうに考えているところです。ですから、やはり、今、テレビを見ても石灰を振って言えば立入禁止、あそこはもう現実入っている箇所ですからあれだけのことがやられるというふうな理解をするんですけれども、しかし、防ぐためにどういうふうにやっぱりこうするかという点では、今、現実、坊地区の畜産農家の方々も石灰を振ったり、今言う車が来て消毒をする。また人間が来ても雨靴を消毒する。そういう態勢はとっているんですけれども、この今さっき言われた現在やられてることは言えは消毒液 1本という本数ですが、何か月ばかりこう利用できるものなのか。その点を。

○農林水産課長（永田洋一郎） 今の御質問についてですが、消毒液等の配布状況も踏まえて報告をしたいと思えます。まず牛につきましては、今、国から消石灰、それから市とJAの方でヨウ素系の消毒液を 1リッター配布しております。それから、豚につきましても国の方から塩素系のビルコンという薬剤を 1キロ、それから市の方ではヨウ素系の消毒液を 1リッターずつ配布しておるところでございまして。それで消石灰については全体で20キログラムで 485袋、それか

ら 500キロのフレコンで 139袋配布しております。それでその消毒液がどれぐらいもつかという部分なんです、消毒液についてはですね、それぞれ各農家単位で配布しております、その規模別に配布しておりません。その関係で、当然畜産農家の方々も自分でもですね自衛防疫の観点から購入されているのも現状でございます。消毒液につきましては大体 2,000倍で希釈するということで効果が上がるというようなことも農水省の方でホームページの方で周知されているようですので、その使用頻度によって消毒液についてはいろいろあるというふうに思います。ただ消石灰については粉末状で大体 1週間、それから凝固系で大体 3日から 4日で効果が消滅しそうなということがございますので、またその都度散布していかなければいけないということになります。それから、今、庁舎等の所に消毒マットを置いてありますが、そこに注入してありますクリアキルという薬剤ですけれども、これについては 500シーシーで 2日から 3日でということで、逐次これは補給しているところでございます。以上でございます。

○17番議員（清水春男） 今、消毒液で 500シーシーで 2日から 3日ということであれば、やはりこういう口蹄疫が入らない。また防ぐ、防御をするためにも是非こういう、言えばその危険が過ぎた後のやっぱり代替は、農家が個人でやるというの、そらもう基本かもしれませんけれども、しかし、やはりこいだけの大きな事態が発生しているという点では、市としてもその状況を見てですねやっぱり助成の考えというのを持つべきだと私は考えるんですが、その点、市長、どうでしょうか。

○市長（本坊輝雄） 口蹄疫につきましては昨日からもいろいろと議論いたしているわけですが、御案内のとおり、この都城市で発生いたしましたことは、やはり鹿児島県は、これまでとはまた違った意味での県境での発生というのは、伊藤知事も昨日準非常事態宣言ということで発表されておりますが、そういうことでございますので、私どもももう県内で発生した同様の受け止め方をしていかなければならないと思っております。今日も早速会議を開くわけですが、総合的にですね今後やはり、これまでも準備してきたものもあれば、これからまた検討重ねなけりゃならないこともあるわけですが、それぞれ多岐にわたっていろいろと対応していかなけりゃならないことが出てくると思っておりますので、それぞれ関係機関とも連携とりながらですね対応していきたいと思っております。

○議長（大原俊博） ここで休憩に入ります。再開を13時といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（大原俊博） 再開します。

○17番議員（清水春男） 口蹄疫の問題、ほんと大変な問題であります。南さつま市の肉用牛の生産額というのが3億 114万、畜産の部門の中で一番大きな生産額を占めている牛農家がやはり引き続き元気に経営ができるようにこの口蹄疫の問題でもやっぱり、先ほど部長も言われ

ました今日、本日会議があるということですが、やはり被害が起きてからとるというのじゃなくて、被害が起きたらすぐ蔓延防止の対策や畜産農家の支援への策をとれるように、また埋設をする土地の確保についても事前にこういう事態が今発生している中で進めていっていただきたい。

それから、事態收拾がほんと目処が立っていないこういう中で風評被害というのが出て、先ほども紹介しましたが、価格が振るわなくなってきた。そういう中でこの風評被害を防止するというのも大事じゃないのかなと考えますので、その点是非力を入れてやっていただきたいということを申し述べます。

最後にいきますが、水産物の価格保障という堅苦しい言葉になりましたけれども、朝市や祭りなどに水産物を出品するためには、その準備に苦労があります。「天気が大きく左右される水産業に対して、安心して水産物を出品することができるためには、市が市場値で買い取ってもらい、そうすることで朝市や祭りなどへの水産物の出品というのがやりやすくなる。」、こういう漁民の皆さんの声もあります。そういう点ではそのようなやり方の考え方は持てないものかどうか。お願いをします。

○産業おこし部長（上野哲郎） 朝市や祭り等に対して水産物の出品する価格を市が保障する考えはないかというような御質問でございますけども、漁民の皆さんからそういう御要望があるというようなことでございます。それはもうすべて物を売るためについてはですね、皆さん価格がある程度のいわゆる生活できる価格、これが望ましいのはすべてだろうと思います。そういう意味で、漁業だけじゃなくて、農業についても同じかと思いますが、ただ朝市や祭り等のその価格保障ですか、それについて保障するというような考え方、基本的には考え方持っておりません。ただ、市長のマニフェストにもございますけども、軽トラック市、こういうようなものの場所の提供といいますか、態勢のお手伝いとか、こういう分については十分可能ではなかろうかというふうに思っております。

○17番議員（清水春男） 「場所の提供などは可能だ。」ということで、やはり価格保障というか、要は買上げ的なやり方というのは難しいだろうということを言われました。やはり、しかし、農産物と違って、水産物の場合には、やはりこういうイベントとか、祭りに対して、是非こういう魚が出ればいいのになあという期待も、やっぱり事前にPRちゅうか、案内をするわけですので、そういう点で、それがやはりこう漁民の皆さんも出したい。

○議長（大原俊博） 清水春男議員に申し上げます。質問時間を超えていますので、速やかに終了を願います。

○17番議員（清水春男） あいた。この問題はまた勉強してやっていきます。一応、もう最後ですから、是非この問題。

○議長（大原俊博） 清水春男議員に申し上げます。先ほども注意しましたが、質問時間を超えていますので、速やかに質問を終了願います。

○17番議員（清水春男） はい、分かりました。もう終わります。

○議長（大原俊博） 次に、諏訪昌一議員の発言を許可します。

[諏訪昌一議員 一般質問席] 午後 1時06分

○12番議員（諏訪昌一） 市民というのは、先日もそうでしたが、大変いい対応を市の職員の方々にはしていただきましたけれども、そこに至るまでに「窓口に行くのが怖い。」と言う方も結構おられるという、十分御承知でしょうけれども、そういった人たちの思いも受けてでの質問も結構ございますので、そういった形でまた受けていただけると大変ありがたいかなというふうに思っております。

まず、汚水処理問題について質問させていただきます。市長は、先の議会でも質問いたしましたが、下水道事業を凍結して再検討することとしまして、併せて、私が再三質してきております、非常に問題となっております益山用水路問題は、農政サイドと協議をして別問題として考えるというような趣旨の答弁をいただいております。いよいよ豪雨の時期を迎えたわけで、雨水対策も、用水路問題も前進するまでずっと心配が続くわけでありまして。市の方には余りたくさんの方々はやって来ないでしょうけど、毎年のように私どもの方には、もう言うちゃなんですけど、「裁判で訴える。」とまで言われてですね、もう相当きつい言葉で言われております。そこで質問ですが、汚水対策もしっかり検討しなければならないわけですが、この質問の1番目としまして下水道の見直し検討は現段階でどうなっているのでしょうか。まだ囁託員の方々等へ説明をしたりして、現状について説明をしたばかりで、その検討と、凍結はしたけれども、それをどうするかという検討にはまだ入っていないという段階なのかどうか。その点、シンプルな答弁で結構です。

2番目に、止めるということも、凍結ですから、別に止めるというのが大前提ではないわけですが、止めるということも視野にあるんでありましたならば、合併浄化槽の更なる推進、それから集合処理排水とかつては言っていましたが、今の専門用語はちょっと私も分かりませんが、集合的に処理をしていく排水の対策、それから側溝の流れの悪さの対策、あちこちで澱み水が悪臭を放っております、夏になると。そういったものの対策、それから本町等を中心とした汚水処理に対する補助のあり方の再検討、特に事業所等へは補助がないわけですが、下水道はしませんよ。合併浄化槽でいきますよとしましてもないわけですが、その辺りのあり方の検討など様々な問題をクリアしていかなければ、このまちの浄化といいますか、臭いがしたりとかいう問題を解決することにはつながっていかないというふうに考えるわけですが、質問としましては2点であります。とにかく今のままでは南さつまの中心市街地としてふさわしくない状況がございますので、用水路問題も絡めて言うと、また別問題だと言われかもしれませんが、陥没箇所が増える一方でありまして非常に危険性も伴いますので、ただ今の2点まず答弁いただきたいと思っております。

○市長（本坊輝雄） 長年の懸案事項でありますので、本当にこれまでもいろんな議論がなされ

てきているわけでありますが、汚水処理対策をどうするか。そして、また雨水対策をどうするかということでありますが、この下水道の見直し検討は現段階でどうなっているかというお尋ねでありますけれども、汚水処理の問題について答弁をいたしたいと思いますが、御案内のとおり、雨水対策というのはもうそういう大変長年の課題、緊急的な緊急性を要しておりますが、一方、汚水対策につきましてもこれまで公共下水道の導入に当たって受益者負担等に対して関係住民の説明をいたして、住民へ説明いたしてきましたけれども、十分な理解が得られていない状況であるとともに、市の財政状況が大変厳しいということと、そして、また雨水と汚水を同時に進めることが大変難しく、雨水対策を先行して、汚水対策は凍結するという考え方を2月10日の全員協議会で説明をさせていただいたところでありまして、その後3月10日に計画区域内の住民代表の皆様にも、また3月19日には、これまで大変皆さんお世話になっておりました公共下水道の受益者負担金等検討委員会を開催して市の考え方を説明いたしたところでありまして、検討委員会につきましては、委員会の取扱いにつきまして休止の取扱いをさせていただくことで御提案をいたしました。委員の方々より汚水対策を進めることになった場合は、その時点で再度検討委員会を立ち上げたらいいのではないかとということで、一旦この会は解散した方がいいのではないかとございまして、ひとまずこの受益者負担金等検討委員会につきましては、皆さんの御理解をいただいて3月19日付をもって一旦解散をさせていただきました。その後、地頭所の自治会より説明会の開催依頼がございましたので、明日伺うことといたしております。このように計画区域内の住民の皆様方にも雨水対策を先行して、汚水対策は凍結を一旦させていただいて御理解をいただくと考えているところでありまして、ひとまず都市下水路事業によって雨水対策を先行することといたしているところでありまして、これからいわゆる梅雨シーズン、災害シーズンを迎えるということでありまして、水害対策の緊急性や合併特例債の有利な活用から、1日も早い事業着手が求められておりますことから、本6月議会に都市下水路事業の新規採択等に係る委託料の補正予算1,606万9,000円を御提案させていただいているところでありまして。

なお、止めることも視野にあるならと、例えであります。合併浄化槽の推進とか、集合処理、側溝の流れの悪さ、本町を中心とした汚水処理等々、そして、また、補助のあり方等について検討する必要があるのではないかとのお尋ねであります。公共下水道での汚水対策について中止もあり得るならば汚水処理の方向性を平行して検討すべきという御意見であるわけでありまして、市街地の生活環境の改善や万之瀬川、益山用水路などの水質改善のため、更には中心市街地としてのまちづくりの観点や商業地域の活性化のためにも汚水対策の重要性は十分認識はいたしているところとございまして。雨水対策を先行して進めることといたしておりますが、汚水対策は、議会や市民の御意見をお聴きいたしますとともに、市の財政状況、国の動向等を見極めながら時間をかけてしかるべき時に慎重に検討して判断をいたしたいと考えております。今の段階で生活汚水対策を中止しようということは一切は考えておりませんので、雨

水対策から、できることから先に進めて、そしてしかるべき時に議会の御意見や市民の皆様方の御意見等を賜って判断したいということでもありますので、御理解を賜りたいと思います。仮にでの話ですけれども、その公共下水道によって汚水対策をやらないということ等が出た場合には、市街地のそれでは汚水処理はどうするのかということ等につきましても、それにつきましてもやはり当然ながら方向をお示しをしなければならぬ時がくるであろうと思っております。

- 12番議員（諏訪昌一） 1点だけお尋ねします。益山用水、都市下水路事業を進めていくという、先行して進めていくということで、益山用水路、前の答弁でもあったと思うんですが、都市下水路の機能を果たしているというような旨の、はっきりそうおっしゃったかどうかというんじゃないで、そういう旨の答弁があったと思うんですが、その点はどういうふうに捉えていらっしゃいますか。
- 建設部長（山下和隆） 前の議会でもお答えを申し上げました。この雨水対策につきましても、まちの形態から見ても、このまちが最初栄えた時代から益山用水路はもう既に、その水路を中心に栄えております。まして今回の雨水対策事業につきましてもこの益山用水路が幹線水路となる計画としておりますので、この整備については、以前にも申し上げましたとおり、何かの事業をもって整備をしないといけない。ただ今回の公共下水道事業の中にはこの整備費が入っておりませんという御答弁を申し上げましたが、この分については、今申し上げましたとおり、幹線水路上、水害対策上非常に重要な水路でもございますので、何らかの事業で整備をしていくことに変わりはないというふうに考えているところでございます。
- 12番議員（諏訪昌一） あれどうなったか。まだ仮称のまま、ホームページを見ても仮称のままなんです、社会資本整備総合交付金などというのものもあるわけですが、雨水対策、それから都市下水路としての機能等を含めてですね、例えば、全面的に蓋をするなら蓋をするなりして、そこをまた歩道化するとかですね、いろいろなことをミックスしてやれば、社会資本整備総合交付金ちゅうのが、みたいなのが何か今度創設した。創設したまままで走り出したんですかね。そういったようなのはないんでしょうかというのが1点。

それから、凍結したまま、凍結したままずっといきますと、解凍が二、三年先になるとすると、非常にこの悪臭というのがそのままになって、その辺りについての説明というのもしきちっと住民に対してなされなければならないのじゃないのかなというのがあります。その一方で、その一方で、水がすべて側溝を伝って益山用水路に流れ込むように、この間、水害に強いまちづくり協議会の答申を受けてずっと改善を、改善といいますか、改修をなされてきたわけで、そうしますと皆さん、合併浄化槽を入れてる方は、そっからの排水ですから、ある一定の基準を満たした水質の排水が出てくるわけですが、そうでない方々は、それこそ洗濯をしたものがそのまま、洗濯場から泡のまんまどろどろどろどろ流れ込みますし、台所などは残菜が粉々になったような、あるいは小さな粒になったような物がそのまま流れ込みます

し、そういった状態を果たして放置していいものか。私ども地域の方々にいろいろな問題等を提起する際には、まずせめて溜め枘ぐらいは造って上水、上澄液を流してくださいよというようなことをよくお話するんですけども、他市町によってはもう20年以上前から水質保全条例的な、市民が環境に水を流す場合は、家庭排水を流す場合は、最低限度これ以上の、この基準以上の水を流してくださいというような、罰則はありませんけれども、そういった条例等を設けているまちもあるぐらいですけども、それぐらいの信念で臨まなければきれいにならない。引っくり返して言えば、それぐらいの信念を持って環境の、その汚水の浄化というのを考えていかなければならないと思うわけですが、そういった、ちょっと前回の3月議会に引き続いて何か空中戦みたいな議論になりますけれども、それぐらいの理念といたしますか、持って進めるべきじゃないのかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○建設部長（山下和隆） 私の言葉足らずの所は、市長がまた補足をしていただけたと思います。今申されましたとおり、公共下水道、汚水処理の対策については、公共下水、それから今申されました合併処理、それぞれこの工法的な部分はございますが、基本的な考え方といたしまして生活環境の整備、今言われた全くそのとおりでございます。側溝や、それからその流末でございます益山用水路には、その周辺を含みますトイレを除いた部分の台所、それから浴槽、更に洗濯水、そういう部分がすべて流れ込む状況となっておりますので、そういう生活環境の整備をば汚水対策事業としてやっていこうという部分がこれまでは公共下水道であったわけでございます。これに代わる部分として、今、財政的な問題、それから受益者負担金等の問題等々ございまして、時期を若干ずらして汚水対策事業には取り組むということのことでございますので、これらを含めた形でなるべく早い時期にその方向を、当然市としての方向を改めて出す必要があるというふうには考えているところです。

それともう1点、社会資本整備総合交付金制度という部分がございますが、これについてはいろんな事業を組み合わせていろんな仕事ができますよという部分でございまして、実際です。ねまだ明確なこの補助区分、それから事業費の区分、補助率、こういう部分が明確になっておりません。例えば、道路整備においては交付金事業というのがございまして、何路線か申請はしたわけですけども、通常の要望額に対しまして六十数パーセントぐらしか交付金が下りてきません。そういう補助的な部分もございまして、この今、諏訪議員からおっしゃいました具体的にどの制度を使ってやった方が有利かという部分については、前から申し上げますとおり、現状のところでは合併特例債を用いた部分が一番有利であると。それに関連する事業としてほかに、今言いましたように、蓋が必要なのか。道路整備を付随してやるのか。それから樋門改修をやるのかと、いろいろ出てくるわけですが、そういう別途の事業が出てきた段階では、都市下水路事業として認められない事業については、この社会資本整備総合交付金制度等々、まだほかにもあるわけですけども、を含めて具体的に検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○12番議員（諏訪昌一） おっしゃるとおり、私もずうっと読んでみましたが、区分が明確にほんとはなくなってませんが、いろんな事業を複合的に持ち込むにいたしましても、要はその事業の整備する部分の区分をどこに持っていくかという、何と申しますか、悪い言いをすれば引っかけですね、これはこっちの方の名称の事業でやるんですよ。これはこっちの方の名称の事業でやるんですよという事業を合わせてやりましたよという形にすればいいということもありますし、おっしゃるように、合併特例債も含めて十分に、しかも早く検討をして進めていただかなければ、また今年の夏も汚臭がすると、悪臭がすると。そして、また凍結している間、来年も悪臭がするというのが続きますし、今年も私どもは言わばやまいもをほられますし、来年もやまいもをほられると。どっちが先にあそこにあったのかなあと思いながらですね。でも、非常にこう忸怩たる思いをしなければ過ごさなければ、お互いにしなければならぬし、でも、一番大変なのは、そのために嫌な思いをしたり、臭い思いをしたり、そこで生活しなければならぬ方々、危険に脅かされてる方々ですので、早急な対策をお願い、お願いじゃない。意見として申し上げておきたいと思います。

次に移ります。発達支援のあり方ですが、本市では非常に多くの子育て支援の取組みをしております。すべてを示していただく必要はありませんけれども、代表的なものだけで結構ですから、現在のそれぞれの市としての取組状況、体制、例えば、医師やら保健師の参加はどうなっているか。

それから、2番目に、発達障害は早期発見・早期療育が効果が高いということはもうこれまでも再三申し上げてきているわけですが、乳幼児健診等の時、適切な助言ができる体制が今完備しているのかどうか。

それから、3番目に、それぞれの取組みが市民にどう役立っている、市民に役立っていると認識しているかというふうに馬鹿にしているわけじゃありません。どう役立っていると認識しているか。それから問題点の指摘はないか、市民の方から。あった場合は、どう対処しているのかということ。

4番目に、例えば、わんぱくらんどを見てもみますと、1階、平場で外に出られるとこでやると、子どもがそのままパーパーパー外に出て行くというような状況があって非常にこう困難性もあると。これは本来、ホームページで見ましてもそうですが、市の案内、何ですか、お知らせ版等で見ましても、この機会に母親たちは普段悩みに思っていることを相談をし、私どもも最初はそういう説明を受けました、現場でそういう説明を受けたわけですが、そういうほんとに相談をしたりする場となっているのだろうかという疑問を持ったりいたします。その辺りについてどういう捉え方をしているか。

それから、ちょっと気になったのが、ずうっと見ていまして気になったのが、らんらん教室は、5番目の質問ですが、らんらん教室はお子さんの発達が気になっているという親子の方ということになっておりますが、こういう書き方をしますと、ああ、あの人は気になっているん

だわというふうな見られるとすごく嫌だというのを気にされる方々、本当にはでも気になっている。気になっている親というのは結構多いんです。結構多いんですけれども、その気になっているということを表に出したくないという親も結構おられます。そういった方々に来にくい要因になっているんじゃないのかなあと。保健師や保育士の方々と連携を密にして、気になっていそうであるのではないだろうかと推測される方々は、そこでつなぐことができるんじゃないかと思うわけで、そういう使い方ちゅうのはできないのかなということ考えたもんですから、一応 5点に分けましたけれども、答弁できる部分で、概略で結構ですから、答弁をいただけたらと思います。

○市民福祉部長（長濱一盛） まず、現在の取組状況、いわゆる乳幼児等のそういった健診等を含めて申し上げます。現在、母子保健法に基づきまして乳幼児健診としまして生後の 3、4か月、6、8か月、それから 1歳 6か月、3歳のそれぞれの健診、それから 2歳と 4歳の歯科健診を実施しております。このうち 3、4か月と 6、8か月健診につきましては、スタッフとして内科医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士が当たっております。1歳 6か月健診と 3歳健診につきましては、それに更に歯科医師、保育士、臨床心理士を加えて検診を実施しているところです。また、2歳歯科健診と 4歳歯科健診には、歯科医師、保健師及び歯科衛生士で健診を行っております。

次に、わんぱくらんどにつきましては、保育連合会の保育士、それから母子保健推進員などのボランティア協力を得まして週 2回実施しているところです。

それから、らんらん親子教室は、保育士、臨床心理士、音楽療法士、それから専門の看護師が月 1回そういった支援に当たっているところです。

それから、発達相談会につきましては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、臨床心理士及び音楽療法士が年 4回相談に当たっている。これが現在の取組体制だというふうに御理解いただきたいと思っております。

続いて助言の体制といいますか、適切な助言ができる体制は完備されているかというようなことでございますけれども、発達障害を早期に発見するためには乳幼児健診が重要なポイントであることは十分認識しております。本市におきましては、各種健診や親子教室等で少しでもですね発達障害の疑いがあるような子どもがいた場合は、当該保護者に対しましてらんらん親子教室又は発達相談会への参加を助言をしているところでございます。発達相談会ではそれぞれの専門の立場から各ケースについてカンファレンスを行いまして対応を検討を行っております。また明らかに子どもに異常な様子が見られたり、逆に保護者からの要望があった場合は、直ちに子ども総合療育センターの方にですね巡回相談や医療機関での精密な診断を受けるよう助言体制をつくっております。なお、先般の新聞報道でありましたが、子ども総合療育センターについては、これまでの児童総合相談センターが相談面、療育面の幅を広げて今年の 6月から新たに発足しましたので、今後更なる発達障害への早期療育の充実が図られるのではないかと

期待をしているところであります。

それから、3番目のこういった支援体制等が市民に役立っているか。問題点の指摘はなかったかということだったのですかね。乳幼児健診、らんらん親子教室とか、発達相談会の相談体制については、先ほど答弁したとおりであるんですが、乳幼児健診等で気になる点を発見した場合は、次の段階であるらんらん親子教室、それから発達相談会へつなげていくという体制について、少なくとも市民への発達障害への助言体制としての役割は果たしているのではないかと考えております。現在のところこの体制について特段のですね問題点は指摘はないんですが、市民がいつでも気軽に相談ができ、発達障害の早期発見・早期療育につなげていくための体制づくりについて今後も更なる努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、らんらん教室の表現について、親、保護者の方についても、やはりそういった余り受け入れられないという保護者の方もいらっしゃると思います。当然そういった発達障害のことですので、こちらにも慎重に取り扱うということはもう当然のことです。ですから、もう直接保護者の方に、保健師等が気づいた場合は、お話をしてですね、当然保護者の理解をいただきながら、そういった発達相談会、らんらん教室若しくは県の方の子ども療育センターへのお願いをしていきたいと。ただそのためには保護者の方がしっかりと受入れてもらわなければいけないということもございますので、そういうことについてはこちらの方の体制としてもですねお願いをする方向で今後も更に保護者の方には進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

- 12番議員（諏訪昌一） やっぱり、途中で強調しましたけれども、そういうふうにとってたんだなど。どう役立っているかということだったんですけど、役立っているかというふうに批判しているんじゃないんだよということで申し上げたんですが、逆ですので、それはそれで結構です。途中の、1番最初の答弁で全体は大体網羅していたようです。ただ非常に重要な、3、4か月健診、6、8か月健診を中心とした乳幼児健診が一番重要なポイントだと認識されてる点についてはそのとおりだと思いますし、そこは評価申し上げたいですし、加えてらんらん教室の体制、それから更に療育センター、相談センター等への斡旋などその体制がとれていることは理解しますが、そこに至るまでどう早期発見するか。どう早期にアドバイスするかという体制がどうとれているのかなという面がですね今ちょっとはつきりしないんですよ。そこんところをどうなんでしょうかね。例えば、今聴きますと、3、4か月、6、8か月については、内科医師、保健師、歯科衛生士等々の同席であると。としますと身体的な問題ばかりのチェックになっているんじゃないのか。見守りになっているんじゃないのか。そもそも発達障害というのはどう捉えていらっしゃいますか、もし今あれできれば。

- 市民福祉部長（長濱一盛） 発達障害者支援法というのがあって、この中の定義の中で申し上げますと、症状名からいきますと、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性の発達障害、LDという学習障害、ADHDという注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で

あって、その症状が通常低年齢において発症する者、発現する者というふうに理解しているところでございます。

○12番議員（諏訪昌一） 発症、発現はですね、必ずしも病的なことあるいは外的要因によって起こるものばかりではなくて、まず親子の関係、次に周囲との関係、地域との関係、いろんなものの中でも発症します。普通に、普通にとって大変失礼ですけども、きちっと先人たちに倣いながら保育をしても、ほんとのちょっとした家庭環境によって起こる場合があります。例えば、私だって子どものころを振り返ってみますとちょっとADHDぎみかなというふうに、皆さんそれぞれ持ってます。黒柳徹子さんが自分自身でおっしゃいましたね、「私はADHDでした。」と。だから、そういう皆さんそれぞれ持っていちゃいます。アスペルガーの子ども、お子さんはですね割とですね小学校四、五年ぐらいまで気づかなかったりしますね。何か変だぞというのはですね人が替わらないと分からなかったりします。だから、そういったというのは、いわゆる成長過程においてこの年齢までに取得していかなければならない社会性、取得していかなければならないその子の発達というものが取得されないあるいは取得を阻害された状態で成長してきたということによって生じるものですから、どっちかというところ以外の方々の、やっぱり、毎回というのはちょっと予算的にも、また対応できる人的体制においても毎回というのは無理でしょうけれども、例えば、年に何回かでも、この地域は今回3、4か月の時に入っていただきましたから、この地域は6、8か月に入っていきますよ。この地域は1歳6か月で入っていただきますよというような形で、やっぱりそういうことに長けた先生あるいは臨床心理士等の方々にですね同席いただくとかいうことによって非常にたやすく、「うん。」ということで気づく。その「うん。」と気づくその「うん。」が早ければ早いほど、もう小学校に入ったころはほとんど、その発達障害の痕跡ももうわずかで、そして3年、4年、5年、6年となっていくともう痕跡も残っていないというぐらいに成長していく場合というのは多々あるわけですので、その辺りが大事だと思うわけですが、そういったことを今すぐにこう言って、もうもちろんあらかじめお願いをしてありましたけれども、やっぱりそういう乳幼児健診のどっかのポイントに、この地域には、そういうふうに、さっき言ったように、分けても結構ですから、取りあえずまず着手する。そういった方々に入っていただくように相談をしていくということは検討できませんか。

○市民福祉部長（長濱一盛） 確かに一般の乳幼児健診についてはもう身体的な健診が主たるものであります。ただその中でもそういった疑いがある子についてはいろんな相談会の方をお願いをしているわけでございます。ただこういった専門の先生、非常に県内でも、小児の精神的な部分、そういった少ないのではないかとはいっておりますが、実際そういった健診の中にそういった先生方を入れることは早期発見・早期治療につながると思っております。いろいろと財政の面もあろうかと思いますが、早期健診だけでなく、相談会とか、らんらん教室とか、どっかの部門でお願いするとか、逆に講師として来てもらってできるだけ早期発見・早期治療

等、保健師がそういった観察力を向上できるような方法も一つかなと思っております。それでいろいろと保健師も通常の自治体の県とか、いろんな保健所の主催の研修会も出ますが、それ以外の民間がしているような、こういった専門の先生がされるような講演会もあるみたいですが、自主的に出ている所もありますので、市としても今後そういった所も、財政、経費の面もありますが、その辺も考え、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

- 12番議員（諏訪昌一） 今後段の部分を次の質問でしようと思っただんですが、以心伝心だったのか、まさに人数が足りない部分はそういう補い方があるわけですね。自らがやっぱり、少なくともそういう担当の所になった方は、保健師、保育士、更に、更には、3年、4年間しかその職場にはおられないかもしれませんが、事務方の方もやっぱり年に1回ぐらいはそういった先生の講習会・研修会に出席されて自ら研鑽を積んでいくという体制をつくっていくことが大事じゃないか。なかなかその体制というのをですねじっくり回ってないんじゃないのかなというふうに思いますので、その辺り是非持っていただけるように。ある方がおっしゃいました、ある市の職員が。「市の職員は全員入ってから退職するまでの間に福祉の職場を経験した方がいい。」とある方がおっしゃいました。3年経って一定の認識、一定の見識に立ったときに次の職場に替わっていく。それがまた次の職場でも役に立つ、その感覚、その感覚がですね。ですけれども、できれば、次から次に新人が来るんじゃないかと、やっぱりそういう見識を積んだ方、そういう研修を積んだ方がそこにいるというのが非常に大事だと思いますので、早期発見・早期療育につながるようには是非その経験豊富な方をまずは可能な限りお招きする。不可能な場合は、当然、当然当面は難しい部分が多いでしょうから、まず研修会等に積極的に参加する体制をつくっていくということ、今もう答弁の中でもありましたから、質問ではありませんけれども、是非今の答弁を再確認させていただいて次に移りたいと思います。

次は、消防力についてですが、平成12年にですね、もう随分古い話ですが、消防長から、私も平成12年のこれを今ごろになって知ってたというのは非常にお粗末な話ですけれども、「消防力の整備指針」というのが示されまして、一読しますと実に都会的見方が中心だなあというふうに見られます。人口30万が基準になってたりですね、1万の所とか、段階はあるわけですが、ですから、そういう都会と異なり、市街地がものすごく集中しているわけでもなし、また昨今都会で問題になっております救急車をタクシー代わりに使うというようなことが、何かタクシーまではいかないレベルのものは昨今あるようですけれども、タクシー代わりに使うというぐらいのひどいレベルのものが頻発するということもあるわけでもなし、ですから、この指針が全国一律完全に適用できものとは私は思っておりませんが、一定の基準であることには間違いのないと思うわけでありまして、更に、またこの地域的に言いますと、この都会でのその消防力という形での整備指針という形で示されたものとは違って、逆に消防自動車が入っていないとかいうような場所も結構あったりですね、そういう姿を考えると、これもやっぱり一定の参考にしながら整備指針に照らして整備していく部分も必要じゃないのかなと思うわけで

すが、そういった観点から地区内の整備状況はどうなっているか。今広域になりましたからなかなか、答弁できる部分、できない部分はあるかもしれませんが、その部分をどう判断されておられるか答弁をお願いします。

それから、今日広域合併が非常に取りざたされて、この本定例会の冒頭でも市長の方から提起がありましたけれども、このままの状態でも合併していいですね、特に途中で大きな峠があるわけですが、いいのかなあと。住民の期待に応えるというのが先な、最優先だと思うわけですが、応えられるのかなというふうに疑問を持つわけですが、その点はいかがかお尋ねをいたします。以上 2点。

- 市長（本坊輝雄） 消防力については後ほど副市長から答弁をいたさせますが、常備消防の広域合併について私の方で答弁させていただきたいと思っております。常備消防の広域化については、平成18年に消防組織法の改正がなされまして、その年に市町村の消防広域化に関する基本方針が告示されまして、鹿児島県におきましても平成19年の4月に鹿児島県消防広域化検討委員会を設置して検討を重ねて、県のこの広域化に対する報告を受け、平成20年の3月に、ちょうど2年ほど前になりますが、本県の消防広域化推進計画を策定をいたしましたところであります。これを受けまして20年のちょうど12月に南薩地域も広域化について検討しようじゃないかということで、南さつま市、枕崎市、南九州市、指宿市、この4市に関連いたします南薩地区消防組合、指宿地区消防組合でいわゆるこの話し合いの協議の場を設けたわけではありますが、本年の2月の18日に南薩消防広域化運営協議会が設立総会を開催して、本年4月から枕崎の方に協議会の事務局を置いて本格的に広域化に向けて協議作業を進めているところであります。やはり消防の広域化の背景には、近年、消防を取り巻く環境は、災害の大規模化、住民ニーズの多様化等によって急速に変化しておりますし、消防はこの変化に的確に対応する必要があります。また、人口の減少によって常備消防と共に地域消防を担っている消防団員の担い手不足等の問題も懸念されているところであります。国の推進計画に定める市町村の組合せ基準によりまして30万人以上の規模を目安としていますが、本県の地理的特性や住民の日常生活圏を考慮した場合、県の広域化の方針は現在県内にある19消防本部を地域振興局・支庁単位の7消防本部にする計画で推進しているところであります。いろいろと地理的には山もあつたり、いろんなこと等も言われておりますけれども、やはりメリットといたしましては、組織管理、財政運営の充実強化が図られると。また災害に対しましても一元的な対応が可能になると。また、2番目には総務部門や通信指令部門の統合によってその一部要員の現場要員への配置や予防要員等の選任が可能になると。3番目には、危機事象に対して一元的な対応を行う地域振興局・支庁等との連携、整合性が図られると。4番目には、地理的条件、広域行政、日常的な生活圏などに配慮した取組み等がなされるわけでありまして、一般的に消防と救急業務については、これまでも応援協定を指宿地区と結んでいるわけではありますが、やはりこれは県内においてはそれぞれの消防組合との応援協定、そして九州内においては各都道府県ごとの応援協定を結んでおり

まして、やはり県境を越えて又は行政区域を、基礎自治体の行政区域を越えての広域行政をこれまでも展開いたしておりますので、更にそれを拡大しながら、やはり機具機材等も高騰化する中で、これをお互いが応分の負担をしながら、その広域的な地域全体としての住民の生命、財産を守るための取組みとしてこの広域化に向けての準備等がなされているところでございます。

- 副市長（柴田達朗） 私の方からは、消防力のこの整備指針に照らしてどうかということですが、南さつま市内に係る分についてお答えさしていただきたいと思っております。まず市街地には署所を設置するものとされておりまして、その基準数は市街地人口 1万人から 4万人未満が 1となっております。また市街地に該当しない地域には地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができるかとされておりまして、以上の指針から南さつま市では、加世田地域すべてを管轄する消防署を 1か所、大浦・笠沙地域、金峰地域、坊津地域にそれぞれ管轄する分遣所として 3か所、合計 1消防署、 3分遣所を設置をしております。消防ポンプ自動車につきましては、整備指針に定める消防署、分遣所における消防ポンプ自動車の数は、消防署に消防ポンプ自動車 2台、その他の地域には当該地域の実情に応じて必要な数の消防ポンプ自動車を配置して管轄することができるということから、南さつま市の基準数は、南さつま消防署に消防ポンプ自動車 2台、 3分遣所にそれぞれ 1台であり、基準どおり配置をしております。はしご車につきましては、一つの消防署の区域内に高さ15メートル以上の建築物が10棟以上又はホテル、旅館、共同住宅、病院等が 5棟以上ある場合に配置するものとされており、南さつま市はこの基準に該当をするため、基準どおり、南さつま消防署に24メートル級のはしご車を 1台配備をしております。参考までに一般的に 3階以上の中高層建築物は市内に 275棟建築をされているところでございます。救急車でございますが、概ね人口 3万人ごとに 1台を基準として、市町村の昼間人口及び 1世帯当たり人口、救急業務に係る出動の状況等を勘案をした数とされており、南さつま市は基準数を 5台としておりまして、現在、南さつま消防署に高規格救急車 1台、 2B型救急車 1台、大笠分遣所に高規格救急車 1台、金峰分遣所に 2B型救急車 1台、坊津分遣所に高規格対応の 2B型救急車 1台を配備しておりまして、基準数どおり 5台配備をしております。救助工作車につきましては、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令により当該市町村の消防署の数だけ配置することとなっているため、基準数は 1台で、南さつま消防署に 1台配備をしております。人員でございますが、車両 1台ごとに搭乗人員が定められておりまして、消防ポンプ自動車が 5人、はしご車が 5人、救助工作車が 5人、救急車 3人であります。ただし、この兼務の基準というのがございまして、当該救急自動車の出動中に火災が発生する頻度が概ね 2年に 1回以下であり、救急出動中であっても、消防ポンプ自動車等の速やかな出動に必要な消防隊員を確保でき、かつ救急車に搭乗する専任の救急隊員を配置することが困難である場合は、消防隊と救急隊が兼務できるとされているため、現在、南さつま消防署34人、大笠が16人、それから坊津が16人、金峰14人、計80人を配置をしております、こ

の中で順調に運営がされているところでございます。この署所ごとのこの車両を、基準の車両を配備しておりますが、その車両数で人員の基準数も決まりますので、基準数は116人ということになります。これはあくまでも先ほど申し上げました車1台に5人というあの基準でいきますと兼務の場合で116人、その場合の充足率が68.9パーセント、そういうふうになっているところでございます。

- 12番議員（諏訪昌一） 2年に1回未満であれば兼務できるということで人員的には何とかやりくりしている状態にあるということではありますけれども、現実問題として非常にそのやりくりがようやくという状態の中で今やっているんじゃないかなというふうにお見受けするんです。もしその、重なったことが0ではないと思いますが、もう出動が非常に重なった場合で現場でやりくりできない場合はどういうふうに対処しているんですか。
- 副市長（柴田達朗） 直接私どもが管轄をしておりませんが、さっき言いましたその当直の人数というのが、消防署でいきますと全部で34人の配置でございますが、交代勤務でございますので、1回に34人勤務しているわけではございません。その中で救急業務、それから火災業務、そういうものが重なった場合は、聴いておりますのは、非番の職員を招集をして対応しているということは聴いております。
- 12番議員（諏訪昌一） ともかくその非番の職員を呼び出すということになりますと、消防の方々は休みがない、ほんとの意味でのですね。非番の日も拘束時間であるという中で今頑張っているんだなというふうに気づかされるわけですがけれども、ただその、それはそれを承知の上で勤務されていらっしゃるということだと思いますから、決して現実それだけ激しい状態というのは滅多に起こらないわけでしょうから、何とか回ってるんでしょうが、先ほど市長の答弁の中で組織管理、それから財政、それから一元的な運用等々出されたわけですがけれども、人口が減っていった場合に当然、例えば、広域で合併をしようが何しようが、その消防署の人数が膨らむわけじゃなくて、やっぱりそこでこう異動をしながらそこで回していくしかない。であれば、広域で合併をしても、それをメリットと言えるのかなあと、メリットとして挙げられましたけども。そして、また先ほど言いました非番の方を含めてやりくりしていると言いますと、広域になりますと当然異動も広域になっていくでしょうけれども、どこどこが火事ですとか、あるいはどこどこで事故ですとか言われたときにどこどこで通じない。パッと分からないということが生じた場合に迅速な緊急事態に、救急事態あるいは緊急事態に対して対応するということは広域化をどんどん図っていったときに可能なかなという疑問を覚えるわけです。少なくともこの山の西側ならですねある程度こう行ったり来たりしている中である程度分かりますよということまではその人の職務の中で勉強していけるでしょうが、突如として山向こうになりますとまたそれも厳しいのじゃないかなというふうに、かな、かなと言うと推測みたいですが、実はあったんですよね、私自身も体験しているんですが。これは消防じゃなくて、警察だったんですけれども、電話をしてもトンチンカンでさっぱり場所が通じないと

ということがあったわけですが、もうほんとにこうそういったことがあり得るのではないかと。ですから、メリットとして今挙げられましたけれども、メリットと言うのであるなら、例えば、通信業務なんていうのは、今の南さつま市内で防災無線だってまだ一元化できてませんけれども、通信業務は消防に関しては、通信だけ一元化なんというのは割と簡単に、簡単にとまではいきませんが、比較的やりやすい部分じゃないか。まずできる所からやっていって、まずは今ある体制でどうきちっと運用していけるかというのを考えないとほんとに住民の安心・安全を守ることにつながっていかないのじゃないのかなと思うわけで、今、市長挙げられた以外のメリット、いわゆるほんとに広域化、それは広域化しなければ得られないものなのか。今の体制を充実していく中ではできないものなのか。ほんとにそれが広域化のメリット、ほかにほんとに広域化していくことのほんとにもっとこうこれだというメリットは考えられないものかお知らせをください。

- 副市長（柴田達朗） まず、議員が言われました職員が休みの時に呼び出されて対応をしているということもございますが、今合併につきましては、この南薩地区消防組合と指宿のこの消防組合の職員の体制が違うといいますか、南薩地区の場合はそれぞれの市町村の派遣職員でございますが、指宿の場合はプロパー職員というふうになっております。ですので、今後合併の中でその辺の取扱いがプロパー的な扱いになるのか、派遣扱いになるのか。その辺は今後のこととございます。そういう意味でいきますと確かにプロパーとなった場合の異動等が出てきた場合は、先ほど議員が言われましたようなそういう緊急な場合の対応、そういったものもある程度出てくるのもあるかもしれません。ただ今後そういったものについては今後の協議の中ということになると思います。

それから、合併をいたしまして、例えば、南さつまのこの今の消防署の職員が合併で減るかと言いますと、これは当然減らすことができるということにはなりません。ただ、今、先ほど市長の中でもあったんですが、本部が一元化されるということがございます。この指宿地区まで含めた中でいろいろな本部が一元化されて指揮命令がそのそこの中ですべてができるということと、4市の中で、財源的な問題からいきますと、その消防署のいろんな機材関係についても負担、それぞれ見ますと財源的には今のこのそれぞれの市町村の持っている負担よりもある程度軽減はできるんじゃないかという面は出てくるんじゃないかというそういった面での、30万を一つは、国の場合は30万を基準としたこの合併を目標ということとされているんですけれども、当然この県内の場合は、先ほど七つのということとございますが、我々の所につきましては指宿まで引くくめて、当然30万の人口の範囲内、30万というような人口がないわけとございますけれども、財政面、それからその本部の関係が一つになるということと、そこの人員の、人員が減らせられるのはその部分だけかなというそういった面は思っているところでございます。メリットとしてはそういうのがあるんじゃないかなという考えております。

- 12番議員（諏訪昌一） 前段の方からいきますが、もしプロパーになってその異動がそれだ

け広域になった時にですね、非番の人が緊急に応じなければならないとなった時に、緊急事態だと言われて、加世田から指宿まで走っていきおる間に緊急事態には対応できないちゅうことになりますよね。それはもう答弁、「今から検討するんです。」という答弁でしたから、そういったことも申し上げておきたいと思います。

それから、枕崎地区と合併して財政的に機材を新調するのにプラスだったですか。

○副市長（柴田達朗） 枕崎との合併の中で消防機材につきましては、本部の部分については、両市でのこの交付税の算定、需要額割での負担ということになっておりますので、現在のそれぞれの南さつま市内のこの消防機材につきましては、これは南さつま市が負担をしておりますので、その分についてはメリットはないと、今までと同じということでございます。

○12番議員（諏訪昌一） ただ今の答弁の部分もよく検討されて、その体制の違い、それから、指宿の人的な充足状況等は聴きませんでしたけれども、そこも含めてほんとにメリットは何なのか。住民の安心・安全を守るのが先なわけですから、そちらの方にもっと重点を置いて、そのことも是非検討の課題に加え、しっかりと据えて検討していただきたいと思います。

次にいきます。イベント等の再編ですが、あり方検討委員会はもうスタートしたですか。前、この前ちょっとお聴きしたところではまだスタートしてないという話だったんですが、従来から私も再三再四申し上げてきているわけですが、ただ、従来からこちらからも申し上げておりますように、また執行部の側から答弁でもありますように、始まった経緯が異なったり、それから寄って立つ団体とかが異なったり、様々なものが、条件が異なるものですから一朝一夕にはいかないというのは当然あるわけでありまして。ですから、これまで増えることはあっても、減ることはなかった、イベントだけではありませんが、イベント等ですね。私は従来から、市が丸抱えしなければ、主体がなかなか思うように動けない行事、各地域・団体に動員要請をしないと何人参加しましたという姿が見えない行事は、もう廃止するか、あり方を含めてきちっと見直していいんじゃないのかなということを申し上げてきましたが、全然変わりませんでした。むろん行事によってはですね、行事によっては、伝統的で非常にこれはもう絶対守っていききたいねという行事で市が相当な部分を受け持って継続発展させていかなければならないという行事があるというのもよく理解しています。あり方検討委員会にそこを是非詳しく説明しながら、きちっと提起しながら、またこちら側の思いというのも述べながらやって、つまり経緯、今の実行委員会の実態、参加者、団体の状況、動員はどうなっているのか。それから来場者数は警察発表と主催者発表でどう違うのかとかですね、そういう様々な市の関与状況などなどいろんな要素を報告しながら検討していただきたいと思っているわけですが、その辺りはどうなんでしょうか。それと委員の構成はどういう人たちかというふうに思っておられるのかお尋ねいたします。

○副市長（柴田達朗） イベント等の再編でございますが、市内では各種イベント等が実施をされておりますが、その中で市が関与するイベント等につきまして関与のあり方やその方法等に

ついて検証を行いたいと考えているところでございます。検証に当たりましては、イベント等の目的あるいは、議員の御質問にもありますイベント等の来場者数、補助金等、それから人的補助など市の関与状況の現状、効果等を踏まえ、公益性、公平性、有効性、効率性、必要性、妥当性の視点から所管課による第一次検証、それから作業部会による二次検証、行政改革推進本部会議による最終検証を行い、現状維持、見直し、継続、統合、移管、休止、廃止など今後の方向性を見直したいと考えているところでございます。あり方を検証するイベント等の数は約 100あり、所管課、作業部会、行政改革推進本部会議の内部検証はすべて行うこととし、現在主管課による一次検証を行っている最中でございます。行政改革推進本部会議での最終検証に当たりましては、必要に応じて外部委員によるイベント・事業等あり方検討委員会の意見を求めることとし、このイベント・事業等あり方検討委員会は今年度は 4回から 5回ほど開催をする計画でございます。イベント・事業等あり方検討委員会に提示するイベント等はどのようなものかということでございますが、現在進めている主管課による一次検証及び作業部会による二次検証の結果を見た上で、庁内に設置する行政改革推進本部会議において選定をしたいと考えております。現時点では、イベントの規模や補助金額、また市の関与の強さなど具体的な基準についてはまだ決定をしておりませんが、約 100あるこのイベントのうち 2割程度のイベントについて意見を求めていきたいと考えているところでございます。

- 総務企画部長（山口力三） イベント・事業等あり方検討委員会の具体的な委員の構成でございますけれども、これについては私の方から答弁させていただきたいと思っております。イベント・事業等あり方検討委員会につきましては、本市、内からだけでなく、やっぱり外から見たというそういういろんな考え方も含めた中で、本市と何らかの関わりのある方ということから、本市の行政改革に際して委員としていろんな意見をいただいた方、それから人材育成・形成等のそういう業に携わっている方など学識経験者として 3名、それから各種団体等の代表者ということで、これにつきましてはいろいろと事業等利害関係の発生しない方を 1名、それから市民からの公募による方の 2名と予定しております。総数 6名で構成したいと考えております。委員の選定につきましては現在作業中ではありますが、委員のうち公募による委員につきましては、市内に住所を有する方又は市内の事業所等に勤務する方で、任期については 2年ということで、6月30日を期限として現在公募しているということでございます。
- 12番議員（諏訪昌一） イベントの再編についてというので、当然間に合わなかったんでしょうけれども、もう既にいろいろな、これは市長の思いでしょうけれども、これはもう見直すよとかいうのがあれこれ出てきてますが、その中で最近、ちょうどこの私が出した、通告書を出した直後に実行委員会が開かれたと言います市民スポーツ祭ですね、のことが言われて、うちの地域でも、またよその地域の話も聴きましたが、非常にあれこれと問題が出されてきております。なかなか、今日午前中に古木議員の質問でもありましたけれども、一体化できないというのはどこに問題があるのかということで質問がありましたけれども、文化協会にいたし

ましても、「文化協会、体育協会は難しい部分があるんでしょうけれども」と古木議員は言われましたが、まさにほんとにそのとおりで、その地域に合った活動あるいはその地域でできるだけ多くの方が参加していただいて、できるだけその地域の和というのをつくっていきましょうという形で自発的参加を、こっちから動員を掛けるんじゃないくて、自発的参加を促しながらやっている側面が結構ある行事、結構ある団体というのはなかなかこう統一できないという部分があるわけで、まあまあ5周年ということですね「もう本年度限りよ。」と言って豪語している人もおられますけれども、そういった中で1か所開催が進められてるわけですが、ふっと私が疑問に思った点だけを申し上げて、全体に1件1件答弁いただかなくても結構ですが、答弁いただいても結構ですが、例えば、金峰町と加世田、大浦程度はですねほぼ同じ時間、距離に位置します。ですから、集まることはさほど、これまでの労力プラスアルファぐらいだと思うんですが、笠沙、坊津に至りますと、そこに主体的に交通手段を確保して集まってくださいというのには非常に難しさが伴ってくるのではないかということが1点。

それから、集まれる体制は今から、もうこういう大きな行事をやろうというのに実質6、7、8、もう9月に入ったらもうスタートをしなくちゃいけないわけですから、いろんなことをですね。だから、6、7、8でその体制、人数を集めてどれだけ配車をするかですから、3か月ぐらいでしなくちゃいけないというのは大変ですが、にしても、集まったにしても、駐車場は、今、加世田地域のスポーツ祭だけでも満杯になってもうあの辺りの通路から何かはみ出すような状態でやってるのに、どこに停めるのかなあというふうに思うわけです。児童生徒の選手を、例えば、親が搬送すれば、選手として出ない親もまた来ると。賑わいは増えるでしょうけれども、また車が増えるということになるわけで、それは、例えば、その日だけスクールバスを運行というようなことできないのかなあとかですね、いろんなことを思うわけです。それが2点目。

3点目はですね、トラック競技は、プログラムを拝見しますと、予選、決勝というふうになってましたけれども、フィールド競技はそういったふうに分けるとちょっと盛り上がりがないし、といってあそこに全部入るのかなあというふうに疑問がわくわけです。それが3点目。

それから、テントを全部持ち込んで張るとして、二十何ぼでしたっけ、掛ける2、入る、寸法は入るんでしょうか。私が実測してませんからちょっと分かりませんが、寸法的に入るんでしょうか。これらの問題、そして、また実際それに携わってる、私も過去体協の役をしましたから、その間の経験から言いますと、今実際携わってる方々はこれ以上に疑問を持ちながら悩み苦しんでいらっしやるんじゃないかなと思います。その辺り、何かそういったのに対して思い、考えがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○市長（本坊輝雄） イベント・事業のあり方検討委員会等につきましては、平成22年度の事業で間に合うものと申し上げますが、予算査定の段階でこれまでやってきたんだがということで、私の判断によって中止したもの、取りやめたもの等もございます。あと、いわゆる同じ金の10

万円の使い方によっても、これが適切なのかどうかと、いろんなそれぞれ事業等がありますから、その金の、財源を使い道がどうか。この事業が今後、これまでどんな役割を果たしてきたのか。その辺等について広くこの検討委員会でいろんな検証がなされると思っておりますが、それに上げるための今、主管課で第一次検証を行っておりますので、それについては今後議論されてくるであろうと思っております。

それから、市民スポーツ祭を一つ例に挙げてお尋ねがありました。これについては今回補正予算として計上いたしておりますので、またその時点でも詳細についてはいろいろと細かいことが答弁できるのではと思っておりますが、今回、市民スポーツ祭を、合併 5周年を契機にこのスポーツを通じて一体化を図ろうということで提案をさせていただきました。これまでもあらゆる、いろんなそれぞれの地域で取組みはなされているわけでありまして、それぞれの地域の体協を一つ挙げましても歴史があるわけでありまして、それぞれの地域のこれまでの取組みは高く評価しつつ、合併いたしまして 5年目を迎えましたので、できるだけ各界各層、年代、年齢問わず、子どもたちから御年配の方々まで広く一堂に会して南さつま市の一体化を図るには、このスポーツ大会若しくはレクリエーションを含めたですねということで 1日を過ごすのが私は一つのいい機会ではないかと思っております。提案させていただいたところでありまして、会場等についてもいろいろ御心配等もあるわけでありまして、輸送等についても選手輸送と参加者輸送等についてのいろいろお考えがあらうかと思っておりますが、会場につきましても吹上浜海浜公園で行うということ等で、駐車場等、諏訪議員御指摘のとおり、駐車場等の問題がありましたので、海浜公園でそういう会場を設定しようということで協議がなされております。あとそれぞれ選手輸送等につきましても、各参加チームに一定の金額をお示しをいたしまして、これで輸送その他それぞれ賄っていただきたいということ等も含めて今回補正予算で計上をいたしているところでありまして、そういうこと等でですね、イベント事業のあり方を検討している中で新しくやることはどうかという御指摘もあらうかと思っておりますが、今後も必要なもの又市民のニーズとして、やはり 5年に 1回でありますので、一遍はそういう機会等も設けてみんなで腹いっぱいお互い郷土愛を改めて高めつつ、お互いの頑張りに拍手を送る。そういう機会もあっているのではないかと改めて今回準備させていただきましたので、どうかよろしく御審議をいただき、御支援賜ればありがたいと思っております。

- 12 番議員（諏訪昌一） 吹上浜海浜公園でとなりますと、まさにもうゲームの感覚のものが多くなってくると、いわゆるフィールド内で行うようなものが多くなってくるといふように、ような競技が多くなってくるといふことになってきますけれども、しゃかりきになって勝ちにくい校区、参加することに意義がある校区、どうしても選手がその年代層がいなくて、苦勞して苦勞して苦勞して参加してくる校区、もう様々な思いを抱えながらこれまで加世田市民スポーツ祭やってきた中、参加させていただいてきた中で、でも、実際競技が始まるとやっぱ、どこどこモンローじゃありませんけれども、自分の地元のこと真っ黒けになっていくということ

で非常にまた、それがお互い、それをお互いが見るということも、市長の思いは伝わってきま
すけれども、是非、その今ある問題点の指摘、それから疑問点、それから心配、懸念等につい
ては真剣に受け止めていただいて、その都度対応をしていただきたいと思います。実際現実も
う、確におっしゃるとおり、5年目という節目ですから、割とその勝ったり、負けたりとい
うものは、スポーツに限らず、勝ったり、負けたりというものは集めやすいと言えば集めやす
いですよ。お互いにこんな所がいいですね。ここはああですね。評価し合うものはなかなか
1か所に集めにくい。ですから、勝ったり、負けたりというのは集めやすいという面はあります
けれども、その辺りをでも評価し合わなければならないでしょう。先ほど市長が「ちょっと財
政の面もあって」とポロッとおっしゃいましたけれども、今一律にカットしてきてます、いろ
んな補助金等を。ですけれども、もっとストレートに直球で、イベントだけじゃなくて、イベ
ントをきっかけとして申し上げますけれども、ほんとに補助金がないとやっていけませんか
という団体、あるんですよ、現実。腹割って語れば、いや、いいですよ、うちはもうという団
体は。だから、そこを整理しながらやっていかないといけないんじゃないかなと思います。で
ないとイベントの整理にしても、何というか、一律削られてきた。ものはですねある段階の線
をポッと下るとですねもう行事ができなくなってしまうというのがありますから、一律では困
るというのがありますので、是非その辺りも出していただいてイベント等の再編についてもやっ
ていただきたいし。

それから、一つずつ、一つずつ、一言ずつ返っていきますが、消防力、さっき申し上げまし
た広域化のほんとにスケールメリットというだけでいいのかということ。地域に密着した消防
というのをもう1回しっかりと、もう1回、すいません。いつも、考えてないとは申し上げま
せん。ですが、考えていただいてやっていただきたいと思います。

それから、発達支援は先ほど素晴らしい前向きな答弁いただきましたけれども、是非専門の
方々交えた健診あるいはそこに対する研修への参加などをこれから進めていただきたいと思いますし。

待ったなしの状況でストップしてしまいました汚水処理問題は、待ったなしでストップして
るわけですから、CDプレーヤーなんかもポーズを掛けまして、ポーズをポッともう1回押す
とポンとスタートしますから、ポンとスタートするようにしっかりと、汚水に関するしっ
かりとした政策というのを練り上げて、これからもいろいろ、特に合併浄化槽問題を推し進め
てきた一人ですから申し上げて参りますことを申し上げて私の一般質問を終わらせていただき
ます。どうも。

○議長（大原俊博） 次に、鳥居亮幸議員の発言を許可します。

[鳥居亮幸議員 一般質問席] 午後 2時21分

○4番議員（鳥居亮幸） 深刻な不況が長引いている中、人間らしい雇用のルール、食料自給率
向上、社会保障費の本格的充実を目指して、軍事費と大企業優先税制を抜本的にメスを入れる

方向で最も確かな道筋を示しております日本共産党の議員といたしまして、住民が主人公の立場から、皆様から寄せられました切実な声、要求の一端を取上げ一般質問いたします。住民目線の明確な答弁をお願いいたします。

1、障害者自立支援法の応益負担制度が憲法に定められた法の下での平等に違反している。このことの訴訟が2008年10月から起こっておりますが、政府はこの度和解の方針を出したところであります。応益負担制度の廃止と自立支援法そのものを廃止する。そして新たな総合福祉法制実施などを内容とした基本合意を政府は署名をしたところであります。そこでお尋ねいたしますが、1、「人間として生活をするために福祉サービスを使った分だけ原則 1割負担となる。そして人間としての尊厳を深く傷つけた。このことに対して反省の意を表明する。」と、こういう内容の基本合意がなされているところでもあります。つまり憲法に反していたということとを和解という形で政府が認めていたわけでもあります。これまで直接現場を進めてきた市としては、市長としては、この訴訟並びに基本合意に対してどのような見解をお持ちか。また今後についてはこのような差別的な取扱いがないようにしていくという方向で努力される御決意がありましたら、お尋ねしたいと思います。その次に、②地域生活支援事業によって障害者の方が必要な時必要なサービスが受けられる。こういうような体制をつくる今後の市の独自対策は考えておられませんか。それとも法律の改正待ちということになるのか。その辺のところをお願いします。③兵庫県内の自治体での住民の取組みがあります。このような取組みの結果、各自治体が進んできている事業実態、これらを参考にして、特に移動支援という点に視点を当てた充実の対策のお考えはないのかお尋ねいたします。今年 1月の和解によりますと、そもそも応益負担 1割負担というのは、障害者が人間らしく生きるために福祉のサービスを利用すると、これが受益だとみなして障害が重い人ほど負担が重くなると、こういう基本的な人権を無視した誤った制度であるということが違憲訴訟によって今回明確になったわけでもあります。実際これまでの制度でサービスを利用を断念した、抑制した。そういうことが深刻化してきたところでもあります。2010年の予算については政府においては新たな利用者負担の軽減ということで予算を107億円計上し、いわゆる低所得者については、いわゆる非課税世帯の障害者を対象にした福祉サービス、補装具に関わる利用者負担を無料とするというようなことも措置をとってきたところでもあります。政府も障害者制度の改革推進本部、推進会議を設置をいたしまして応益負担の根本的な誤りを認めて負担問題の改善を図るという方向が出てきたのは訴訟によるいわゆる基本合意の内容の中で実現してきた第一歩でもあると、大きな変化であるということが言えるわけでもあります。何よりも、これまで従来は介護は家族がするものという前提を持って財政の枠内で制度で制限をしてこれを支援してきた。こういうようなことを改めて本当に総合的な制度を作るとということが今求められているところでもあります。しかし、政府においても「障害者自立支援法の廃止は 3年先のことだ。」ということをお願いしております。そして市民税非課税の無料化、市民税非課税の世帯の無料化ということはありませんけれども、法律上応益負担が

廃止されたわけではありません。あくまでも経過措置ということで進んできているわけであり、ここに大きな問題点があるわけであり、福祉サービスの報酬単価ということも大きな問題で、これを引き上げなきゃならないという問題、日割単価の見直しも改善されていない。福祉施設の経営難も大変なものであり、働く職員の皆さんのワーキングプアということももたらしてきているということでもあります。このような基本合意を、地方自治体においても自立支援法そのものが障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたということに対して、原告らをはじめとする障害者及びその家庭に心から反省の意を表明すると、こういういわゆる基本合意の立場に立って第一線の現場であるこの地方自治体においては、今後その立場でできることはやっていくということが必要ではないかというふうを考えるわけであり、質問は先の述べたとおりであります、兵庫県におきます地域支援の地域生活支援事業については、毎日の暮らし、社会参加、それから余暇活動、これに、外出に欠かせないこういう移動手段ということに対して大きな要望が渦巻いているということが明らかになっているデータがあります。本市においてもそのとおりであり、実際問題見てみましてもその利用率が非常に低いということが共通しておりますので、打開が必要だというふう考えるわけであり、

次に、平和を守り、核廃絶を目指す対策についてお尋ねします。平和の問題でも、新しい政権となり、緊急課題となっております。市長として普天間日米合意に対しまして反対を表明すること。そして無条件撤退こそ本当の現実的な筋の通った解決であると、このことを政府に要請する考えはありませんか。知事も県議会においても既に反対の意を表しておりますけれども、新しくできました菅内閣においては日米合意尊重という態度を既に明らかにしており、国民、県民、市民の願いを踏みにじろうという構えであります。それに対しまして地方からの声、特に鹿児島県からの声は重要であると思っておりますので、市長のお考えをお願いいたします。普天間基地の移転先としては辺野古、「名護市の辺野古」というふうに明記しているということです。負担を軽減するとして「徳之島への訓練を移転をする。」というのを盛り込んでおります。こういう日米合意であります。沖縄県民も、徳之島の方々も、鹿児島県民も県内移設反対という民意ははっきりと表明されており、明らかであります。これを無視して日米合意を優先することは許されないんじゃないでしょうか。「基地の痛みを分かち合う。」ということも発言があったようですが、痛み、苦しみというのは、分かち合うものではなく、1日も早くなくするべきものであります。訓練移転がなされました嘉手納の基地の例ではそれまでをはるかに上回る外来機が飛来をして騒音被害は増加しているというのが現実であります。基地の拡大につながっていると、これが移転という現状であります。もう一つの問題は、誤解があるのは抑止力の問題です。米軍海兵隊は抑止力ではないわけであり、「海兵隊というのは海外の紛争に真っ先に出動するいわゆる殴り込み部隊であり、日本の平和と安全のための抑止をする任務は一切ない。」ということアメリカの高官が明言しております。「任務の中に入っていない。」ということを明言しております。戦争のための侵略力そのものであり、抑止力ではな

いということです。国際紛争は、軍事的な緊張、軍事力による解決をするのではなく、政治的・外交的に解決すべき問題であり、今、世界の大きな流れがこの話し合いで解決していこうという方向になっております。米軍普天間基地の無条件撤去、そして県内の基地機能移転を絶対に行わないよう市長として要請をするお考えはありませんか。2の2、核兵器のない世界を目指す核廃絶の問題について及び世界大会への代表派遣についてお尋ねします。住民の過半数が核兵器のない署名、世界、国際署名を過半数を進める自治体も出てきております。このような世界の平和の動きと合わせて自治体としても本市におけるできることを、核廃絶のための大きな流れに沿った活動を始める時ではないでしょうか。ニューヨークの今回の大会も新しい核廃絶への世界的な合意が第一歩が印されたところでもあります。世界の動きと合わせ自治体として非核平和都市宣言、また平和行進への参加というような問題も推進活動の一つとして大いに考えていいのではないのでしょうか。8月に開かれます原水爆禁止世界大会への代表派遣ということも必要であり、平和を目指す本市の任務でもあると思います。かつては特攻基地を持っており、そこからの若い命が失われたという悲惨な歴史を持つ市でもありますので、このような平和の問題でも大いに留意して市政を推進していただきたいという観点からでございます。

3、地球温暖化防止に向けた活動実行委員会の実施状況はどのようになっているかお尋ねします。また、②太陽光発電システム設備の助成を行う市が県内でも5市増えております。最近伊佐市が始めたようであります。どういうわけか薩摩川内市だけが出遅れておるということを指摘しておきたいと思っております。③防犯灯、街路灯にLED電球を使用することを推進をして補助をするなど普及を図るお考えはありませんか。また住民が負担しております地域における街灯、防犯灯につきましても、これを電球を省エネ型に取り替えるということに対して補助金を出すというような考え方は出てこないのかお尋ねいたします。これまで庁舎や公共施設の電灯の切替えなど進んできておるとは思いますけれども、単にCO₂対策だけでなく、予算の節減、そして住民負担の軽減ということにつながるものであり、これは強力に進めるべきじゃないかと思っております。エネルギー消費で発生する二酸化炭素(CO₂)を半減させる。こういう立場から経済産業省は8日に基本計画案を提起をしているところでもあります。省エネ効果の高い発光ダイオードや有機ELを活用した製品に切り替えるよう促しているところでもあります。そこで②でございますが、太陽光発電、基本計画の中でも「太陽光発電や風力発電などCO₂をほとんど排出しない電源を拡大しよう。」ということをおっしゃっており、「LEDなどの高効率照明を家庭に普及をしていくんだ。」ということを盛り込んでおります。太陽光発電については1キロワット当たり7万円の国の補助制度もあるということがあり、県内においても進めているところでもあります。本市においてはどのようなお考えなのか。お願いいたします。また、発電につきましても、余った電力は1キロワット当たり48円で電力会社が買い取るということで、いわゆる設置経費が償還年数が大幅短縮できるというようなこともあり、環境問題としては大いに推進すべきじゃないかというふうに思います。それから、防犯灯、街路灯については昼光色で寿

命が非常に長く 4万時間と言われております。そして電気料につきましても40ワットの場合月80円は安くなると、こういうような効果がある。そうなりますと 3年ほどで元を取り戻すということになります。こういう防犯灯、街路灯に使用するというを積極的に進めることは環境問題にもプラスになる、住民負担にもプラスになるということで、1個 3,000円ぐらいと言われておりますけれども、1,000円を負担するというようなことで普及していく。そういうようなことは考えられないのかお尋ねをいたします。

第四、児童生徒の読書活動に対する対策であります。児童生徒の読書活動の推進は環境を整えてあげることから始まると思います。単なる図書の倉庫ではないわけでありまして、ここで読書に取り組みやすい環境をつくる立場からお尋ねいたします。各学校において課題解決型、調査研究をする指導、また基本的な図書というのは充実しているとお考えなのかお尋ねします。有志による図書の寄附ということなどがありまして、先般の答弁でも「100パーセントあると、蔵書はある。」と言われておりましたが、やはりそこに常時勤務する体制、人の体制が大事だと思います。それで②に学校図書司書の正式職員の全校配置をするべきではないか。この考えはないのか。「校長先生に聴いたら支障なかった。」という教育長の答弁もありましたが、私は、財政改革で人を減らし、子どもを犠牲にする。こういうことは絶対してはならないと、行政としてはならないという考えに立っております。常時先生がいる。そして自分が調べようと思うことの解決の助言もしてもらえる。読書もできる。そういうような体制をするにはやはり常時勤務の正式職員が必要だと、どの学校も必要だと、そういうことが考えがないのかお尋ねします。

5、平成22年度学校営繕関係の要望箇所、予算化状況はどのようになっているのかお尋ねします。これまで予算要求段階の資料はいただいているところでありますけれども、各学校からの営繕関係の要望箇所は1月現在において200項目を超えるという状況であります。それに予算要求できたものが93か所しか丸印が付いてないということです。額を見てもみますとですね、平成18年度の予算要求額は9,400万程度合計になります。これが21年度になりますと5,500万円という、9,400万が5,500万に要求額が下がってきているということです。これはシーリングで要求を抑えた結果じゃないでしょうか。学校現場では遠慮に遠慮を重ねて要求を出されたというのが先ほど言いました200項目を超える額だと、数字だと思うんです。査定額を調べてみますと、平成14年のこの営繕関係の査定では5,200万円査定してますね。そうすると19年が3,000万円程度、21年に至っては2,600万円しか査定が受けられていない。実にこの合併してから半分になってしまったという状況ですね。これはもう非常に学校の設備、施設設備の面においてはあちらこちら影響が出てきていると私は考えます。この数字は幼稚園も含むいわゆる査定状況のデータであります。こういうような状況でありますので、具体的には校舎の雨漏りですね、そういうものを優先してすべき問題じゃないかと。そして必要な予算に対しては、不足した場合は、こう直ちに対応するということが必要じゃないでしょうか。そのことをお尋ね

します。

6、夏季休業中の学校プール開放計画と事故防止です。必要な人的配置を行うお考えはないのかということをお尋ねしております。学校プールの開放計画、そして泳力の強化によって今年も水難事故がないそのような年であることを念願するわけではありますが、このプール開放、利用などに当たりまして、海水浴場の少ない本市においては、やはり必要な人を雇用して泳力強化、事故防止に努めるべきじゃないか。そして大いに開放、プールを利用していくべきじゃないかという考えに立っております。そのお考えはありませんか。

7、豪雨時を迎えた緊急対策についてお尋ねします。これは唐仁塚川の問題ですが、神村橋上流の右岸道路の路肩が崩壊しております。その先また 600メートルぐらい先も崩壊している所がありますが、危険杭が置いてあります。散歩中の事故もありました。こういう点については、緊急性、重要性を考慮して緊急に補修をする考えはないのかお尋ねします。

8、新川港の高潮浸水対策防止であります。波除けの防壁は延長されつつありますが、危険な状況には変わりはありません。抜本的には改修が必要であるということではありますが、雨季、台風における時期を迎える当面の対策も必要ではないかと思うわけであります。「築港記念碑付近のいわゆるグレーチングの水路、また公民館付近の水路の出口が招き扉が必要ではないか。」という声があります。高潮の場合には道路が浸水するというので消防車も行けない状況になります。こういうような点も早期に設置する方向で市としても尽力していただくわけにいかないのか。住民の声ですので、お答えをお願いいたします。

9、サイクルアートギャラリーの保存管理についてであります。これは平成 9年できましたアートでありますけれども、サイクルシティ推進協議会による管理ということになっており、新川の公民館前にもあります。水の大事さ、水の循環さを強調したいわゆる一つのアートであります。これについては保存管理状況、今後の活用についてはどのような見解を持っておられるのか。活用計画をありましたら、お示しをお願いしたいと思います。サイクルでありますので、そのサイクルの推進協議会の位置付けも明確にさせていただければよいと思います。

10、市道大崎線の段差の緊急改善対策です。歩行者と自転車、電動車いすの交通安全対策であります。安全交通対策であります。「車道から歩道へ上る所の切込みの段差が 8センチから 10センチもあり、非常に傷みも激しい。通行に怖い。」という車いすの方の声があります。実際歩道に上がる時に 10センチ、約 10センチも段差があるというようなことは、早急に解決すべきことじゃないかということで、現在、小陣付近まで来ておりますが、それから先がまだ 7か所から 10か所そういう場所があるわけですけど、それを緊急にやっていただくわけにいかないのかということです。いわゆる途中で止まっているから、「もうこれで終わりだろうか。」というような声もありますので、引き続いてやる計画ですということは伝えてありますが、いわゆるその緊急に取り組む必要があるんじゃないかということをお尋ねしております。

11、子どもの病気の予防、肺炎球菌ワクチンの助成対策についてお尋ねします。予防医療の

大切さは従来から強調したところですが、早期発見による医療費の節減、子どもを命を守る役割というのは行政は非常に責任があります。各種の検診、予防接種率のデータを見ますとばらつきがあり、今後 100パーセントを目指して今後の対策はどういうふうを考えておられますか。お願いします。小児用の肺炎球菌ワクチン、この額も非常に大きく、任意接種であり、公費負担の考え方はありませんか。世界的にもその有効性が実証され、多くの国々では既に実施をして子どもたちの命を救っているところでもあります。長妻大臣も「3種類のワクチンにつきまして、いわゆるヒブワクチン、それから肺炎球菌、それから女性特有のがんに対するワクチン、これを予防接種法に位置付けについても今後部会で議論していくんだ。」ということを表明しております。既にこの小児用の肺炎球菌に対しましては全額補助している自治体が21団体、栃木県日光市などです。また一部補助としているのが14団体あり、佐賀県小城市などでもあります。こういうようないわゆる予防医療ということの観点で子どもの命を守る。その立場でこういうもの、助成制度を作るお考えはないのかお尋ねします。

○市長（本坊輝雄） 大項目11項目の多岐にわたって御質問いただきましたが、私の方から 3点ほどお答えをさせていただきます、あとは副市長はじめ、部課長の方に答弁をいたさせます。

初めに障害自立支援法に関する件であります。平成18年 4月から施行されました障害者自立支援法によるサービスに係る利用者負担につきまして、上限額はあるものの、原則 1割を利用者が負担する応益負担となっております。しかしながら、障害者が当たり前の生活を送るのに必要な支援に対して利用者に負担を負わせるのはおかしい。障害者の生きる権利を侵害するという観点から全国的に国に対して訴訟が提起されていたところでもあります。こうした経過から国との間で本年 1月、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことができるものとするために国は速やかに応益負担制度を廃止し、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施するとして国と原告団との基本合意は尊重されるべきとの考えでありますし、制度の推移を見守って参りたいと思っております。

続きまして普天間の日米合意案についてどう考えるかということですが、世界の恒久的な平和に対する願いは市民の皆さん方が強く願っているところでもあります。お尋ねであります米軍の普天間飛行場に関する問題につきましては、日米の合意案の中に徳之島案が盛り込まれておりますことにつきましては、県市長会共々反対の意を伝えているところでもあります。しかしながら、そのように知事をはじめ、県市長会・町村会、それぞれ県内移設への反対の意を申し上げているところではありますが、沖縄の皆さんの痛みを十分に理解しながら、国全体の問題として受け止めなければならないと思っておりますので、政府の責任において解決していただくべきと思っております。政府に対して特別私の方から要請することは考えてはおりません。

それから、私ども、核兵器のない世界を目指す活動推進と世界大会への代表派遣についてであります。私どももこの世界で唯一の被爆国の国民として核兵器の廃絶と世界の恒久的な平

和につきましては共通の願いであるということを確認しつつ、新市の平和都市宣言につきましても今回 5周年を機に行うことといたしておりますが、豊かな自然、歴史、文化を伝えるために核兵器の断絶や戦争の根絶を訴えた市民が平和で安心して暮らせる宣言を制定することで準備を進めているところであります。また、これまで原爆投下時刻に慰霊のための黙祷を呼び掛けるなどの活動は進めてきたところであります。それから原水爆禁止世界大会への代表の派遣について考えてないかということではありますが、現在のところは考えておりません。

○副市長（柴田達朗） 私の方から 3点お答え申し上げます。

まず 1番目の②、③と大きな 3番目の 1番目でございます。障害者福祉サービスにつきましては、現在の障害者自立支援法は廃止をし、制度の谷間がなく、利用者の応益負担を基本とする総合的な制度を作るとされ、遅くとも平成25年 8月までに新たな制度を導入することとして、現在制度改革推進本部をはじめ、部会や改革推進会議などを設置して検討が進められているところでございます。現時点におきましては、この新たな制度ができるまでの間、現制度の改正により入所や通所等の福祉サービス、補装具や日常生活用具給付に係る利用者負担については、本年 4月から生活保護世帯に加え住民税非課税世帯についても無料とされたところでございます。新たな総合的な福祉法制については具体的なものがまだ何も示されていないところであることから、市といたしましては、国の動向も注視し、近隣他市の状況等も考慮しながら、現在の自立支援法に基づき障害者福祉の充実に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、3番目でございます。市単独の障害者福祉サービスに係る利用者負担の軽減策についての御質問でございますが、法の中では一定の所得のある方については利用に掛かる経費の一部を負担をしていただくこととなっております。他市の状況を見ますと、御紹介いただきました兵庫県内の自治体をはじめ、利用者のニーズに合わせ各自治体独自の支援を行っている所もあるようでございます。本市におきましては基本的には自立支援法に基づいて障害者福祉サービス等を進めておりますが、現在の独自の追加支援策としましては、18歳未満の障害児につきまして、特別加算分などは除きますが、利用者負担を助成することによりまして実質無料として負担の軽減を図っているところでございます。また、これまでも障害者福祉の充実に努めるため、障害関係団体や利用者、関係施設等の御意見や要望等を伺いながら障害者福祉の充実に努めてきております。今後におきましても国の利用者の応能負担を基本とする総合的な福祉制度の状況を踏まえ、障害者福祉サービスの施策の充実に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、大きな 3番目でございます。地球温暖化防止に向けた昨年 7月以降の取組状況でございます。地球温暖化防止実行計画につきましては昨年の 3月に策定をいたし、私が委員長ということで、19人からなる実行委員会と係長17人で構成をします推進部会が中心となりまして全職員に二酸化炭素排出削減に向けた取組みへの理解と協力を求め、職員の意識付けに取り組んでいるところでございます。実行計画では、平成19年度を基準年度としまして、平成21年度か

ら25年度までの5年間に6パーセント、337トンの二酸化炭素排出削減の目標を定めておりますが、そのために市役所本庁、支所、南薩地区衛生管理組合、すべての施設において車の燃料、走行距離、電気使用料、ガス使用料等の削減を図りながら二酸化炭素の排出抑制に努めてきたところでございます。具体的にはそれぞれの部局ごとに二酸化炭素の削減目標を設定をしております。その目標達成に向けて職員一人ひとりの努力が必要なことから、昨年10月に職員研修の一環としまして地球温暖化防止に関する講演会を開催をしたところでございます。また職員の端末パソコンを活用しましたエコエコ通信によりましてエコ関連情報を2か月に1回配信するなど職員の意識高揚も図っているところでございます。これからもエコ関連情報を定期的に発信をし、二酸化炭素排出削減に対する職員への一層の啓発に努めていくとともに、公用車の走行距離の記録、節電、節水など日常的に取り組める部分の徹底を図って参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（大原俊博）　ここで休憩いたします。再開は15時15分といたします。

休憩　午後　3時02分

再開　午後　3時15分

○議長（大原俊博）　再開いたします。

○総務企画部長（山口力三）　私の方からは、大きな3の③防犯灯、街路灯にLED電球を使用し、住民負担の軽減の考えはないかということについてお答え申し上げます。現在利用されている白熱電球や電球系、電球型の蛍光灯をLED電球に置き換えることにより電気代や器具代のほか、電球の交換経費と手間を削減できること。また二酸化炭素の削減効果により地球環境にやさしい製品であると理解しているところであります。また地元企業の株式会社エルの製品につきましては、防水性や、白熱電球と同様に明るさを調節できるなど国内のメーカーの中でも優れた製品であると聴いているところでございます。このようなことから庁舎1階フロアの白熱電球をLED電球に取り替えたほか、今回、旧河川敷多目的広場のコンクリート舗装に合わせてLED電球を使用した防水型の街路灯を設置したところでございます。議員のお尋ねにございます自治会の防犯街路灯につきましては、5月末の調査で市内全域で3,853か所あるようでございます。これらの防犯街路灯をLED電球を使用した物と取り替える場合に補助する考えはないかということでございますけれども、LED照明には電球型と直管型の2種類があり、街路灯に適した直管型については現在開発中とのことですので、今後改修費用の負担など財政的な面も含めまして研究して参りたいと考えているところでございます。

○市民福祉部長（長濱一盛）　私の方からは2件答弁させていただきます。

大きな3の②太陽光発電の設置補助についてでございます。この補助金につきましては昨年から再度復活して国が1キロワット当たり7万円で、上限が10キロワットまでの70万円、県が1キロワット当たり3万5,000円で、上限は3万9,000円の助成事業を行っているところでござ

ございます。これに加えまして県内の市においても鹿児島市ほか 4市が国の太陽光発電システム設置補助金の交付を受けることを条件として助成を行っているようでございます。本市におきましては現在この助成事業を行ってはおりませんが、太陽光発電システムは温室効果ガス排出の抑制につながることもあり、今後財政状況や他市の状況等も勘案しながら検討して参りたいというふうに思っております。

続きまして大きな11番の子どもの病気予防のための各種検診・予防接種率の向上対策等でございます。まず、子どもたちの予防接種の接種率につきましては、BCG予防接種を3、4か月健診と同時に行っておりますので、接種率は99.3パーセントとなっております。ポリオワクチンについては春と秋に分けて実施をしておりますが、比較的秋の接種率がインフルエンザ等の影響で下がることから78.4パーセントとなっております。その他三種混合、麻しん、風しんについては、それぞれ75.7パーセント、85パーセントというふうな接種率の状況となっております。接種率を上げる向上対策はどう考えているかということでございますが、この接種率の向上対策につきましては、単なる忘失により健診日や接種日の時期を逸してしまっただけの状態のままの状態に放置されるケースも少なくありませんので、お知らせ版による広報や母子保健推進員による受診勧奨、各種健診時における予防接種の指導など周知の徹底を行っているところでありますが、更なる受診率接種勧奨に努めていきたいというふうに考えております。

次に、肺炎球菌のワクチンの助成策ということでございますけれども、肺炎球菌ワクチンにつきましては、現在のところ鹿児島県内では伊佐市が7月から全額助成を行う予定としておりますが、接種スケジュールがヒブワクチン予防接種と同じようなスケジュールになっていることや、ほぼ同じころ接種する三種混合との関連もあることから、三つの同時接種の検討や、副反応事例などまだ未だに明らかになってないところもありますことから、市のこの助成につきましては、国による助成制度の確立及び県内の市町村の動向並びに市の財政状況等も勘案しながら今後の検討としていきたいというふうに考えております。以上です。

○教育部長（染川勝夫） 私の方から大きな4、5、6についてお答えいたします。

まず4、児童生徒の読書活動推進策と基本図書の充実対策についてお答えします。読書活動については、心を耕す貴重な機会、活字に親しむ言語能力を育成する機会、考えを多様に広げたり、深めたりする機会など豊かな人間育成のために極めて重要であり、すべての学校で学校の校務の職員分担の中に読書指導を位置付け、読書指導担当教諭や司書教諭を中心としながら読書指導全体計画や年間指導計画を策定し、月ごとの指導目標や指導内容を定めて読書活動の推進を図っているところであります。具体的にはすべての学校で朝の読書活動に取り組んでおります。また必読読書を設けたり、読書目標冊数や読書目標ページ数を設定したりして児童生徒の読書意欲喚起を図っているところであります。学校によっては親子読書や読書ボランティアによる読み聞かせも行っております。毎月23日は読書の日であります。この日を中心にして教員による読み聞かせやブックトークの実施、児童図書委員会による読書新聞発行、緑陰読

書の実施、図書館設営の工夫、お勧めの本の紹介など、どの学校でも様々な取組みを進めているところであります。

次に、調べ学習や研究活動に児童生徒が使う図鑑や辞典類などの基本的な図書をどの程度整備しているかということについては、国語の学習において国語辞典を手元に置いて学習を進めることの重要性や総合的な学習の時間における調べ学習の機会増加の点からどの学校でも図鑑や辞典類などを優先的に購入しております。平成21年度においては全購入冊数の15パーセント程度の購入実績であります。

次に、学校図書司書の全校配置についてお答えいたします。本市では全小中学校に司書補を配置しております。正規職員が大浦中と小湊小の兼務で一人、あとの学校には嘱託職員を配置しているところであります。学校の規模によって1校単独で14日の勤務する形態の学校と7日ずつ本務校と兼務校で勤務する形態の学校であり、それぞれの学校で図書館の環境構成や貸出しや返却、図書の整理や台帳の整理、図書購入計画の推進などの業務に携わっているところであります。

次に、5、学校等の営繕についてお答えいたします。学校修繕につきましては、毎年各学校からの要望を受け、その内容を調査して、真に必要なものか、早急にしなければならないものかなど調査を行い、財政状況を勘案しながら予算化しております。本年度は、各小学校から約250件、各中学校から約60件の要望がありましたが、検討の結果、小学校52件、中学校21件を予算化しております。なお、要望のあった校舎等の雨漏りの要望箇所につきましてはすべて予算化しております。施工優先順位は、教室等で雨漏りのしている箇所を優先しており、ベランダ等の外部の雨漏りにつきましては夏休み等を利用して施工したいと考えております。また、突発的な雨漏りや修理等につきましては補正予算で対応したいと考えております。

次に、6、夏季休業中の学校プールの開放計画と泳力強化と事故防止のための雇用の考えについてお答えいたします。夏季休業中のプール開放を行っている学校は小学校16校であります。期間についてはほとんどの学校が夏休み前半に計画しております。7月のみ実施の学校が5校、7月から8月10日前後まで実施の学校が10校、8月後半まで実施する学校が1校であります。

次に、事故防止対策については、どの学校もPTAと連携し、保護者を監視員として開放を進めております。監視員の人数については、どの学校も複数態勢をとっております。監視員については、死角がないように多方面から監視できるようプールサイドの隅の部分に一人ずつ配置し、全員に笛を携帯させ、いつでも入水できる服装で監視することとしております。人員確認についても、入水前はもちろん、休憩の際なども全員をプールから上げさせた時は必ず確認させております。具体的な安全対策を推進するためにすべての学校で夏休み前に学校プール開放委員会を立ち上げ、一昨年度市の校長会で作成したプール開放の心得による研修の実施及び連絡体制の周知、確認、学校保健委員会やPTA主催による水難救助訓練、昨年度全学校に配置されたAEDの使用法を含む心肺蘇生法の講習会などを行っております。更に安全確保のた

めの環境面では、プールサイドに竹竿、ロープ、浮き輪、ビート板などの浮き道具の準備、日射病予防のための日除けテントも設置し万全な安全確保に努めているところであります。このようにPTAとの連携による監視態勢の推進を図っておりますので、監視員を雇い入れる計画はありません。プール開放の際の安全対策をより確実なものにするために教育委員会では毎年市教委主催の心肺蘇生法の講習会や市水難事故防止連絡会を開催しています。また日常生活における水難事故防止のためにどの学校でも着衣水泳も取り入れております。

最後に泳力強化については、昨年度市体育実技講習会で水泳を専門とする教員を講師として泳力強化のための指導法及び泳げない子どもの指導法について講習会を開催したり、市の水泳記録会に向けた特別練習などの学校でも実施しており、学校によっては遠泳大会にチャレンジさせることで一人ひとりの泳力を伸ばしたりと子どもの泳力を伸ばすために様々な指導に取り組んでいるところであります。以上です。

○建設部長（山下和隆） 私の方からは大きな項目の 7、 8、 10を御答弁申し上げます。

まず 7番目、豪雨時期を迎えた緊急対策として神村橋上流右岸道路の路肩崩壊防止対策の考え方でございます。本市道につきましては 2級河川唐仁塚川堤防との兼用道路でございまして路肩の弱い箇所が数箇所見受けられます。現在土のう等で路肩を補強し、危険杭並びにトラロープ等で通行車両、通行人に注意喚起を促しているところですが、河川護岸本体の強度が弱く、道路としての根本的解決ができ得ない状況でございます。これまでも県に再三河川護岸の改修要望を行ってきたところですが、引き続き県に強く要望を行いますとともに、市におきましては維持補修等を迅速に行い、通行に支障がないように対処して参りたいと考えます。

次に、 8番の新川港高潮浸水防止対策として具体的に築港記念碑付近や公民館付近に招き扉の設置要請の考えということでございました。新川地区の現況につきましては、先般の相星議員からの御質問のとおりで、非常に豪雨、台風時期に危険な状態にございます。御質問の築港記念碑付近のそれらにつきましては、現時点におきましては招き扉を設置をいたしましても浸水防止の効果がないと判断されます。このことは防潮堤等が整備されました時点で初めて効果が出るということでございますので、防潮堤の設置の要望を強く県の方に要望して参りたいと思います。また、公民館付近の暗渠につきましては、現地調査並びに地元の市民の方にもお伺いをしましたけれども、道路改良時に埋め殺されておきまして、この暗渠からの逆流はないというふうに判断をしているところでございます。

次に、10番の市道大崎線の小陣付近下り坂歩道と段差の緊急対策、改善策ということでございます。これにつきましては現在市街地側から車道改修並びに歩道のフラット化、また竹屋神社地区から年次的に歩道舗装開始を実施をしているところです。御指摘の小陣付近の歩道部の舗装改修及び乗入部の改修につきましては本年度実施する計画でございます。なお、計画外の緊急に整備を必要とする箇所につきましては、再度現場状況を確認した上で即時対処をして参りたいというふうに考えます。

○総務企画部参与（本坊佳彦） 私の方からは 9番のサイクルアートギャラリーの保存管理対策について御答弁申し上げます。サイクルアートギャラリーかせだ事業につきましては、平成 9 年から平成11年にサイクルシティのまちづくりの一環としてサイクルシティ推進協議会がまちづくり団体等の協力をいただきながら実施した事業であり、平成11年度は万之瀬川アートプロジェクトとの合同開催をしているものであります。内容につきましては、サイクリングを楽しみながら気軽に質の高い芸術作品に触れることができる空間を造り出し、文化性豊かな生活環境を持った地域づくりを推進するため、県立吹上浜海浜公園周辺やよろずよ公園、竹田神社周辺、丁子屋石蔵、津貫石蔵などを使い市内各所での芸術作品展示やコンサートなどを行ったものであります。なお、議員御指摘のあります新川の河口にあります船の造形物につきましては、その記念として作品を展示し、石碑でモニュメントを制作したものであります。年数の経過とともに船の造形物など老朽化し大変危険な状態となっておりますので、撤去の方向で考えているところであります。以上です。

○4 番議員（鳥居亮幸） 市長にお尋ねしますが、障害者の運動がいわゆる違憲訴訟ということのいわゆる合意ということになっておりますけれども、最近ですねまた廃止までのつなぎとして新たに改正案を突然今度国会で上程をして、この会期中にですねやはり 1割負担をそのまま残した法案を出そうとしています。これは政府と野党と共同提案であくまでも事の本質でありますところの 1割受益負担というのを残すものであります。こういうような障害者が参加した制度改革推進会議というのが既に開かれてきているわけです。これまで12回開かれておまして、その議論の上に立った解決をなされるべきが、一切その論議を踏まえずに和解合意が踏みにじられてくると。いわゆる「障害者の尊厳を傷つけたことを反省する。」と言いながらですね、今度はその障害者をいわゆる除けて新しい法改正をしていこうというような動きになっております。先ほど答弁がありましたように、「13年 8月には自立支援法は廃止する。」というふうに言ってますけれども、今度の場合、今回はまた案を見ても12年 4月ということで、「廃止までのつなぎだ。」と言ってありますけれども、施行から今まで、今から 2年後つなぎという意味は全くないわけですね。そういうような自立支援法の悪法を、これを延命する立場にある。こういうものを今度会期末に出そうとしている。こういうようなことが緊急になっておりますので、いろいろ障害者の立場に立ちまして、人間として生きることが有益だ、益を受けるといような考え方をですね、1割負担という考え方をなくすように政府に市長として申し入れていく考えはないのか再度、今、事が緊迫しておりますので、そういうお考えはないのかお尋ねいたします。

それから、もう一つですね、先ほど温暖化対策の問題で街路灯の数を言われましたが、3,853 個あるということでございます。これにつきましては40ワットで切り替えた場合ですね相当の電気料の節約が出てくると。そうすると現在の街路灯の蛍光灯でいきますと寿命も非常に短くて、その維持経費も、取替経費も相当掛かるわけです。そういうようなものを計算した試算は

持っておられないのか。私は先ほど言いましたように、一つの球です。80円のいわゆる差が出てくるわけで、それがいろいろな機械の問題で開発されるのを待っているというようなことをおっしゃいました。でも、できる所もあるわけですね。だから、そういうのは真っ先に取り組んでいただきたいのと。3,853個あれば簡単に計算できますね。寿命がもう非常に長くてですね性能もいいと、防水もあるというそういうような防犯灯に切り替えるその試算はされたことないのかお尋ねします。

○総務企画部長（山口力三） 防犯街路灯をLEDに替えた場合のその節減の額ということでございますが、私が今持っています資料によりますと、60ワットを20ワットに替えた場合、1灯当たり月 154円35銭、年間にしますと 1,951円10銭になるようです。これらを 3,853件に換算しますと年額で 750万円程度の節減になるということでございます。

○市長（本坊輝雄） 今、鳥居議員が重ねてのお尋ねであります。その原告団との国といわゆる基本合意が尊重されるべきであったということでありまして、その合意が踏みにじられるようなこと等でその 1割負担等がまた再度国の方で今回の国会に提案されているようなことであるということでありまして、それについて申入れをすべきであろうということでありまして、ちょうど、私どももその再度国会の方で、国の方でそれが提案されるということ等についてははっきりとしたまだ情報は得てないところでありますが、何はともあれやはり障害者の立場に立っていろいろな施策がなされるべきであろうと思っておりますし、障害者の皆さん方がやはり安心して暮らすことができる、社会参加ができる環境づくりというのを取り組んでいかなければならないと思っておりますので、また市長会等々でもですねいろいろな連携とりながら対応していきたいと思っておりますが、今期の国会についてのその対応についてはそういう状況であります。

○4番議員（鳥居亮幸） この障害者の 1割負担の問題につきましては、これまで障害者と共に 12回重ねてきた会議を、議論を一切踏まえずに、もう突然持ち出してきたと。2009年に国会に一旦提出されて廃案になったものを出してきた。そして自立支援法のその廃案になったと同じものを 4月に議員立法で提出して、与党の方はこの対案を示してですね、自民党案と修正で合意しているわけです。そしてこの国会中にですね法案を採決しようと、そういうようなことになって、障害者の皆さん方が国会前で抗議集会を開いております。「『私たちのことは私たち抜きで決めないで』という障害者運動の合い言葉がまた踏みにじられた。障害者の怒りの声は大いに高まっている。」というような報道がなされております。それでこういう緊急ないわゆる国会の会期末ということを利用したですねいわゆる 1割の負担の継続というのは、これは許してはならないんじゃないかというふうに思います。そして、それは市長は情報がまだ届いてないということでもありますけども、実際問題そういうことが起こっているんで、今、私が申し上げたので、情報は届いたわけですから、市長、市長としてですよ、こういうことは憲法のですね住民は主人公という立場からもう根本的に間違っているということをごすね市長の方から申

し上げていただきたいと思います。これが私は市民の目線だと思うんです。市民の目線はいわゆる国民が主人公という憲法の立場だと思うんですよ。主権は国民にあると、その主権者たる国民の目線で見るとというのが市民の目線だと思うんです。それで市民の、市政だけの、南さつま市だけを見るんじゃないで、大きく変わりつつある今、日本の国自体の大きな転換期ですね。本当に住民が主人公になるような政治に変えていくという一つの事例ですね。そういうふうに出していくのが市民の目線じゃないかと私は思っております。

それで、このもう 1 件ですね、この LED の件につきましては、必要な箇所は設備がなくても推進していきけるんじゃないですか、その防犯灯につきましては。そういうことが財政節約にもなるし、住民の福祉の向上にもなっていくということで、それは明らかに数字が示しているのですね、何も取り掛からないちゅうことじゃなくて、何か始めてほしいと思うんです。お願いします。

○市長（本坊輝雄） 鳥居議員の方から情報をいただきました。やはり国政の問題でありましてもつながるのはやはり、国の法律というのは、国民のため、しいては私ども市民一人ひとりの豊かな暮らし、そして、また誰しものが安心して安全に暮らしたいと、そのための法律であろうと思っております。とりわけ会期末も迫っておりますし、今回の行動につきましては限られた時間内での対応でありますので、その点についてはお許しを賜りたいと思いますが、今後やはり国の動きに対しても敏感に私どもも受け止めていかなければならないと思っておりますので、またいろいろなお話等、新鮮な情報等ありましたら、いろいろまたお教えいただきたいと思っております。

○総務企画部長（山口力三） LED の取替えに伴う考え方でございますが、現在、南さつま市防犯街路灯設置補助金交付要綱に基づいて設置に要する工事費の 2 分の 1 の額を超えない範囲内ということで 2 万円を限度として補助をしているわけでございます。私が先ほど答弁いたしました直管型の物、それから電球型の物、いろいろ、市内にいろいろあるかと思っておりますけれども、これらの事業につきましては、当然にまた自治会の負担というのも出てきますので、それらを踏まえながら市全体としての考え方をまた研究させていただきたいと思っております。

○議長（大原俊博） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで念のため申し上げます。15 日の本会議は議案などの質疑等を行います。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 3 時 4 7 分